

平成27年第7回 飯塚市議会会議録第2号

平成27年12月8日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第5日 12月8日（火曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。

一般質問を行います。発言は一般質問事項一覧表の番号順に行います。

最初に、20番 上野伸五議員に発言を許します。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

おはようございます。上野伸五です。通告に従って、質問をさせていただきますので、的確なご答弁をお願いいたします。

最初に、介護保険サービスと新しい総合事業についてお伺いをいたします。我が国の介護はその保険サービスが制度化されるまでは、家庭・家族の問題という意識でした。しかし、高齢化が進むとともに新たな課題として、寝たきりや認知症高齢者の増加、そして介護の長期化など深刻な問題が起これ、家族だけで介護することが困難な時代に対応するため、介護保険制度が平成12年4月からスタートしたところです。

長寿社会が進めば、必然的に介護を必要とする高齢者はふえます。介護サービスを利用するためには、まず、介護認定が必要ですが、この介護認定の更新の際に、介護度が下がったとの不満の声をよく耳にいたします。高齢者の方は加齢に伴って身体状況は低下するのに、介護度が下がることについては、納得できるものではないと思います。なぜ、介護度が下がるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

介護度が変わることについてのご質問ですが、これを医療で例えるならば、病気が良くなったと同じように、介護サービスを利用することで心身の状況について、一定の成果がみられ良くなったものと考えます。

介護サービスの利用プランを作るケアマネが高齢者の心身の状況に応じた、しっかりとした支援プランを作り、そして介護サービス事業者がしっかり支援することで状態の悪化の防止だけでなく、改善につながったものと考えます。介護認定区分が下がったことは、心身の状況が改善されたということをご理解をいただきたいと思います。しかしながら、全ての方の心身の状況が改善できるものではありませんが、高齢者の方を支えるケアマネ、サービス事業者の方たちの努力を認めていただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

病気やけがのように一時的な身体状況の低下であれば、原因を完治させることによって介護度が下がることももっともだと思いますが、加齢によるものは時間が経過するにつれ、心身状況が衰えるだけではなく、認知症も進んでまいります。介護度が下がるなどという事態は常識的には考えにくいのですが、現実は違っております。

例えば、要介護から要支援に変わった場合、デイやヘルパーの利用できる回数が減り、在宅生活が困難になる。特定施設の有料老人ホームに入所している方は退所しなければならないが、以前住んでいた場所は既に引き払っていき先がないなど、新たにさまざまな問題や負担が生じるわけで、本人や家族にとってはとても割り切れないと思います。家族の介護力が低下している中で、介護のために離職する。離職すれば収入がなくなり生活困窮に陥る。さらに介護の疲れから虐待につながるおそれもあるわけです。

不満がある場合の区分変更申請制度があることは存じておりますが、介護認定で介護度が下がった場合、特に要介護から要支援へと変更された場合は、本人や家族の日常生活に大きな支障が生じる現実を認識していただきたいと思います。そして、要介護認定された本人や家族に対して、認定区分が変更された場合は、その後の生活にどのような影響を及ぼすのか、せめて、事前の説明を徹底していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ケアマネは、ご本人の心身の状況や日常生活で困ることなどのアセスメントを行い、適切な介護サービス利用につなげ在宅生活を送ることができるように支援を行っております。また、施設から在宅に戻る際にも、同様にアセスメントを行い在宅復帰につなげているところであります。定期的なアセスメント時に、介護度が変わった場合の支援のあり方について説明を行っていくように協力を求めてまいります。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

その説明、とっても大事な部分だと思いますので、よろしく願いをしておきます。

次に、昨年の介護保険法の改正によって、要支援の方が利用するホームヘルパーやデイサービスが介護保険のサービスから地域支援事業としての総合事業に移行することとされました。本市では、平成29年4月から事業を実施することとありますが、サービス事業者の中には、どのようなサービスを提供することになるのか理解が難しく、不安が募り、この制度改正にあわせて要支援の方へのサービスの撤退を考えているという事業所もあると聞き及んでおります。介護認定者はふえるのにデイやヘルパー事業所などの社会資源が減少するかもしれないという、社会的な混乱を取り除くためにも、事業者はもちろん、ケアマネージャーや市民の皆さんへも、制度の周知を十分に図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

要支援の通所介護予防と訪問介護予防が介護サービスから総合事業に移行することについての周知のあり方ですが、ご質問のとおり早期の周知に取り組む必要があることは十分に認識しております。

総合事業への実施時期につきましては、地域包括支援センターと介護サービスのプランを作る

ケアマネの団体、居宅事業者連絡協議会ですが、こちらのほうにはすでに説明をいたしております。また、デイとホームヘルプのサービス事業所のほうからも、説明会を早期に開いてほしいとの要望がっておりますので、来年1月中旬をめぐりに説明会を開催する予定としております。

サービスの制度が変わることについての周知は重要と考えております。総合事業の実施時期とその概要については、市のホームページに掲載をしており、今後は、地域包括支援センターを中心として周知活動を行ってまいります。また、サービスのプランを作成するケアマネの総合事業に対する理解が重要となってきますので、居宅事業者連絡協議会の会議等でさらに説明を行ってまいります。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

よろしくお願ひします。介護サービスと総合事業では、サービスに格差が生じるのではないかと。また、総合事業に移行しても従来のサービスと変わらないのであれば、総合事業に移行する意味はないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご質問のとおり、総合事業では、現行と同等のサービスを実施しますが、これは、要支援の方の中には認知症や身体介助を必要とする高齢者もおられることから、生活支援だけでなく身体介助も行うことから、資格を持ったホームヘルパーがサービスを提供する現行相当のサービスが必要となります。しかし、要支援の方については、買い物、掃除、洗濯などの生活支援のサービスが大多数を占めていることから、基準を緩和したサービスとして専門職以外の方も就労できる仕組みにすれば、利用料金を低額に設定することも可能となり、全体的に給付費用の抑制につながってまいるものと考えます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ご答弁のように従来のサービスとは別に新たなサービスを作る。緩和した基準で低額の料金で利用できるようにする。サービスの基準緩和により就労機会の確保につながるかもしれないということですが、それこそ早くサービス事業者へ、そのサービス体系を示す必要があるのではないのでしょうか。また、サービス体系を示すだけでなく、利用者の方の不安を取り除くためにも十分な、そして丁寧な周知活動を行う必要があると思いますが、いかがされますか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご指摘のとおりでございます。サービス体系を示すこととともに、総合事業が速やかに実施できるように今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

総合事業への移行の目的は、団塊の世代が75歳以上になる2025年、さらにその10年後を見据えて、持続可能な社会保障制度確立のため、高齢者の心身の状態の悪化の防止や改善につなげ、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる「地域包括ケアシステム」の構築につなげるものと聞き及んでおります。介護認定が下がる仕組み自体はとても理解、納得できるものではありませんが、まずは飯塚市の高齢者の方々が心身健康な状態を維持できる

ように、介護予防や状態の悪化の防止、そして自立へ向けた総合事業となるようにしっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

続けて次に、学校生活や家庭教育への支援について、お聞きいたします。

今般、飯塚市では厳しい家庭環境にある子どもたちにも快適な学習環境を整えるべく、ソフトの面においてはさまざまな試行を施されているわけですが、普段の学校生活においてもそうあるべきだと思っております。中学校の学校生活には、授業や学校行事などの正規の学校教育活動と生徒の興味や関心に応じて、自主的・自発的な参加により行われる課外の活動である部活動があります。この部活動は、スポーツや文化に親しませ、責任感・連帯感の涵養、友情や人間関係の形成などに大きな教育的役割を果たしております。これは、多くの皆さんが経験されて実感されていると思いますが、中学校学習指導要領第1章にも記されておるところでもあります。そこで、当市における部活動の状況はどのようになっているのか教えてください。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

本市における部活動の状況ということで、これは、部活動に参加している率というようなことで、お答えをさせていただきたいと思えます。飯塚市立中学校における部活動への加入率につきましては、運動部が約57%、文化部が約15%で、全体で約72%となっております。

また、本市立中学校の部活動の種類につきましては、運動部では、バスケットボール、卓球、陸上、軟式野球など、延べ11種類、文化部では、吹奏楽、放送、美術など、延べ6種類でございます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それらの部活動を維持する上で必要な学校備品のうち、特に高価なものはございますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

学校備品ということですが、部活動に必要な品物ということで、高価なものがあるかということで、一番に思いつきますのは、例えば吹奏楽での楽器などがあるかと思えます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

その吹奏楽部ですが、いくつかの中学校で活動されておりますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

本市の中学校におきまして、これは飯塚市立ということでお答えいたしますが、6校でございます。飯塚第一中学校、二瀬中学校、幸袋中学校、庄内中学校、筑穂中学校、そして穂波西中学校、以上6校で吹奏楽部を設置しております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

吹奏楽部はコンクールなどへの出場以外にも、行事やイベントでの活動を行っているようですが、現況はどのようなものになっておりますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

学校によってそれぞれ内容は異なると思いますが、わっしょい祭り、街道まつりパレード、イイズカブラスフェスティバルなど、市や地元団体主催のイベントへの参加や、校区小学校の運動会や地域行事での演奏、障がい者施設への訪問演奏など年間を通してさまざまなイベントに参加をしております。このような活動を通して、地域イベントに華を添えるとともに、吹奏楽の美しさを披露することで参加者からも大変喜ばれており、地域に大いに貢献しております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

その吹奏楽部が活動するには必ず楽器が必要となりますが、楽器の値段は幾らくらいなのでしょう。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

楽器の値段ですが、それぞれに違いますし、また、同じ楽器でもグレードと言いましょか、によって、金額は変わるようございますので、一般的に35人程度の標準的な楽器編成で考えますと、ピッコロ、フルート、クラリネット、サクソなどの木管楽器が580万円、トランペット、トロンボーン、チューバなどの金管楽器は250万円、ドラム、ティンパニ、マリンバなどの打楽器が770万円、合わせますと1600万円程度かかっております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

適切な環境のもとで部活動を行うことが必要だと思いますが、楽器への予算措置は、それぞれの学校に対して年間幾らでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

楽器購入についての予算についてのお尋ねでございますが、吹奏楽部の部活動に対する楽器購入や修理費としての予算ということでお答え申し上げたいと思います。各学校に校用備品、消耗品費等関連予算といたしまして、配当予算、これは金額が各学校で異なりますが、400万円から750万円程度の範囲でございます。それとあわせまして、教育総務課の経常経費の中で楽器購入費や修繕費用といたしまして、支出している予算の2通りがございます。楽器の購入費としては、主に後段の部分でご説明いたしました教育総務課に配分される経常経費の枠配分の中で数校程度、年次的に予算化をいたしまして、その予算の範囲で購入をさせていただいております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

後段の部分の楽器購入費に充てる教育総務課の枠配分額ですが、年間6校を合わせて50万円くらいとお聞きしているんですが、間違いはないですか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいまご指摘の点につきましては、平成27年度各校に配分した予算のことかと存じますが、これにつきましてはやはり状況に応じて、金額のほうが変わっておるようございますので、

一概にそうはいかないのではないかと、例えば、第一中学校が3校統合になった時期がございますが、これについては予算を多く配分をしたというようなこともございます。状況に合わせてというふうに認識をしております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

金額をおっしゃいませんが、そのとき第一中学校で年間70万円程度だったというふうにお聞きしております。間違いないと思います。

部活動を運営していくためには、最低限の備品が必要であります。飯塚市の教育委員会が部活動の運営に支障がないように、支援をする必要もあるかと思いますが、現状の問題点などについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

今ご指摘の一中につきましては、統合の際、70万円ということがございますが、もう少し多ございまして、100万円を超える予算措置をさせていただいております。

それから、現状の問題点でございますが、吹奏楽部の楽器の購入、修理費用につきましては、その使用する楽器が高価であることから、他の部活動と同様にPTAや保護者会のご協力を得て実施されている状況がございます。また、保護者が生徒のために購入されていることもあると聞いております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

楽器がなければ、当然、吹奏楽部は活動が維持できません。その楽器は、学校の備品であります。学校備品の維持・修繕にかかる費用は本来、部員の保護者やPTAが負担すべきものではなく、市が責任を持つべき費用です。PTAでも会計の話になると、吹奏楽部の関係者は肩身の狭い思いをされておられるようですし、保護者からの協力に頼るとなると家庭環境の厳しい生徒は吹奏楽に関わることさえできません。それに、楽器が朽ちてくれば本来の音色が出なくなるのではないかと、また息を使って音を出す楽器の場合は、楽器内の空気が直接子どもたちの体に入ってくるのではないかと。腐食や材質の劣化があれば、子どもたちの健康に悪影響を及ぼすこととなります。まずは、備品目録などに基づいて詳細な現状を把握する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

学校備品の状況につきましては、今の部活動の件も含めまして、一応把握はさせていただいております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

古いものから取り替えてください、把握されているのであれば。

音楽には、心をつなぐ不思議な力があるんじゃないかと思うんです。被災地に多くの音楽家や吹奏楽部が慰問を行っているという現状からも、私たちが音楽の力を潜在的に理解していることを物語っているのだと思いますし、先月、市長も飯塚市体育館で体験をされたように1つの歌には七、八百人の集団を一瞬で、静寂にさせる魅力もあるんです。

実は、飯塚市は日本の音楽界にも多数の人材を輩出しているようで、飯塚は、音楽のまち、吹奏楽のまちと表現されている業界の方もたくさんいらっしゃるんだそうです。市内の高校でも全国的に活躍されている吹奏楽部があります。中学校での努力の積み重ねが地元の高校での活躍につながり、将来の職業にもつながっていく。とても素晴らしいことだと思います。そのような生徒たちの努力や活動で、音楽のまち、吹奏楽のまち飯塚と全国的に認識される日が近い将来くるのかもしれませんが。

今回指摘させていただいている吹奏楽部への支援は、決して新しい措置をお願いするというものではなくて、当然、必要な部分が今まで見落とされていたというふうに考えています。1つの吹奏楽部で約1600万円の楽器が必要であるということでしたが、この楽器はクラブ活動の存続に必ず必要な学校の備品です。それ相応の予算は当然措置すべきではないのかと思いますが、今後の取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

吹奏楽部に限らずでございますけれども、部活動には自主性や社会性を育成し、豊かな人間性を育む場として重要な教育活動でございます。その中で吹奏楽部の活動は、ほかの部活動と同様に各校、PTAや保護者会のご協力を得ながら実施されている状況、これを勘案しながらも、楽器が高価であることに鑑みまして、毎年計画的に予算措置を行ってまいりました。今後の対応につきましては、この状況を踏まえまして、市がすべきこと、どのように対応していくのがよいのかなど、学校へのヒアリングも行っておりますので、その状況も十分に検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

十分に検討をなされて、市長、副市長、財源ひねり出していただきますようによろしく願いいたします。

次に、エアコンの設置についてお伺いいたします。今まであなた方は、学校保健安全法に基づき策定された学校環境衛生基準に則った答弁をされてこられました。実はこの衛生基準の円滑な実施の一助となるように、改訂版学校環境衛生管理マニュアル、学校環境衛生基準の理論と実践なるものが、以前から文科省において作成されておりました。私もこのマニュアルを読み込んだのが昨年でしたので、質疑通告もしておりませんのでご答弁は難しいと思いますが、内容の紹介だけ少しさせていただいておきます。

この学校環境衛生管理マニュアルの第2章に温度についての項目があります。ここに、室温と手の指及び足の冷えの状態に関する図表や、室温10℃では半数以上の人指の冷えを訴えるなどの説明があり、室温が体に大きな影響を及ぼすことがわかると記載がされて、最後の2行に結論をつけられているんです。読みますね。「児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬期で18から20℃、夏期で25から28℃程度である」。

しかし、学校環境衛生基準では、確かに夏は30℃以下、冬は10℃以上であることが望ましいとある。なぜ違うのか。このマニュアルの文言を読み込むと、これら2つの温度に対する文章は主語が違うんです。10℃以上30℃以下とする文章の主語は「人間」、つまり主に成人、教職員を念頭に置いているのだと思われませんが、一方は「児童生徒など」と子どもたちが主語なんです。そして日本語では最も気をつけるべき語尾も違います。10℃以上30℃以下とする文章の語尾は「望ましい」。しかし、児童生徒などを主語とした文章では、「こうである」と言い切っているんです。

もう一度、2つの文章をご紹介させていただくと、「教室などの温度は、人間の生理的な負担

を考えると、夏は30℃以下、冬は10℃以上であることが望ましい」、一方は、「児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬期で18から20℃、夏期で25から28℃程度である」。

マニュアルという言葉の意味を調べてみると、使用説明書、取扱説明書、あるいは、ある条件に対応する方法を知らない者、初心者に対して示し、教えるための文章であるということでした。このマニュアルの条件に当てはめると、冷夏と言われた、ことしの夏でも7月の平均気温では飯塚市内の小学校で半分以上、中学校にいたっては1校を除いてすべての学校で28℃以上という現状です。飯塚市においても、この改訂版学校環境衛生管理マニュアル、学校環境衛生基準の理論と実践に基づいて、エアコンの設置計画、さすがにもう具体的に手がけなければならないと考えています。

15日の委員会の所管事務調査で、この件についてはご答弁いただくことにいたしまして、次の最後の質問に行きます。家庭教育の支援についてですが、奨学金の給付に関しては、この後、同僚議員から質疑が行われるようですので、その部分は割愛させていただいて、1点のみお伺いいたします。

今般、試行を始められた放課後の学習指導など、新しい体系システムの全市的な構築が厳しい家庭環境にある子どもたちへの学習面を含めた生活全般への大きな支援につながるものと考えておりますので、ぜひとも積極的に進めていただきますようお願いをいたしたいのですが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

これまで全ては子どもたちとその未来のためにということのスローガンに、小中一貫教育やさまざまな教育プログラムに取り組んでまいりました。その中で、生徒指導上の諸問題の減少や学力の向上という一定の成果をみることができましたし、このことは市民の皆さんにも教育、特に学校教育への信頼を一定回復させることができたのではないかとこのように評価をしています。

今、ご質問いただきました家庭学習支援につきましては、本年度から新たに本物志向と未来志向ということのスローガンに、学校ともども取り組んでいるのですが、特にその中で本物志向という部分で、全ての子どもたちの学力と進路の保障を目指すという教育の原点に立ち返りますと、教育の力で子どもたちの貧困の連鎖を断ち切ろうとする動きを今こそしなければならぬと考えているところでございます。本年度実施いたしました食に関する調査や不登校に関する調査、学力調査でも、家庭環境の格差がそのまま子どもたちの実態の格差につながっていることが本市でも顕著でございましたので、今後、家庭的に厳しい子どもたちも巻き込んだ補充学習のあり方や家庭学習への支援について、現在モデル実施も行っているところでございますので、現場の過重負担にならない有効な方策として、整理しながら施策を実施していきたいと思っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今後も家庭教育への積極的なご支援にご期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

続いて、13番 佐藤清和議員に発言を許します。13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

平成18年度に総務省が策定した「地方公共団体における行財政改革のさらなる推進のための指針」の中で、各地方公共団体は未利用財産の売却促進や資産の有効活用を内容とする資産等の

改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定することとされております。地方交付税の減少が続く中、市民サービスを安定的に提供していくためには、自主財源の拡充、強化を図り、財政の自立性、安定性を高める必要があります。本市も市有財産の有効活用、利用目的のない財産の処分など、多種多様な手法による財源確保に積極的に取り組まなければなりません。このような状況の中、多くの地方公共団体が、市有財産の売却及び利活用の方針を出され、普通財産はもとより、これまで検討する対象ではなかった行政財産においても、公益上、財政運営上の観点から該当物件の処分等の方針を検討し、その財産の性質によって売却処分、有償貸付などの取り組みが進んでおります。そのような中、本市での取り組みがどれだけ進んでいるのかをお伺いいたします。

まず、本市が保有している一般財産としての土地の面積がどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

平成26年度の決算の「財産に関する調書」では、土地総面積2295万1176.86平方メートル、そのうち行政運営上、直接使用している行政財産が1684万1052.62平方メートル、それ以外の普通財産は611万124.24平方メートルとなっております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

決算委員会の同僚議員の質問で、今、答弁されたそれ以外の普通財産約611平方メートル中約31平方メートルを貸し付けていて、率にして約5%活用されていると答弁されています。これでは有効活用しているとは到底言えません。先ほど言いましたように、平成18年に、国が「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の策定について」、方向性と具体的な施策を策定することにしていますが、本市の方針はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

平成18年の国の指針では、「未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定すること」となっておりますが、本市では、この指針に基づく施策といたしまして、策定をいたしておりません。これに変わるものとして、遊休資産については、平成18年11月に策定をしております行財政改革実施計画において、「実態把握を行いながら、物件ごとの処理方針を定め、今後の活用方針がないものにつきましては、計画的かつ積極的に売却を行うことで、管理費の縮減と売却収入による自主財源の確保を図る。」といたしてあります。

また、公共施設の適正配置後、利用しなくなった施設や空きスペースの利活用は、平成20年3月に策定しています公共施設等のあり方に関する基本方針の基本的な考え方の中で、他用途への転用をはじめ、地縁団体、コミュニティ団体、ボランティア団体、公益法人、民間事業者等へ貸与、貸付、売却も含め、資産として最大限の有効利活用を図るといたしてあります。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

今の答弁では部分的な資産の取り扱いの方針はあるが、市が保有する全資産の有効活用の方針についてはないということでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

全資産の有効活用の方針についてはございませんが、市の内部組織である「公有財産有効利活用検討委員会」において、個々の物件について、市としての有効利活用策について審査審議を行い、重要な物件については行財政改革推進本部に報告いたしまして、承認を得て市の方針を決定いたしております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

他の自治体では、先ほど申しました「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の策定について」が策定されたことにより、方針なり指針が策定されています。本市も早急に策定する必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

今後、本市では、公会計の導入に向けまして固定資産台帳の整備が必要となってまいります。台帳の整備ができれば、その資産価値と現況を考慮して、活用の方向性を検討する必要が出てまいります。その際には、今までのように物件ごとの方針を決めるのではなく、一定の基準や方針を定めて、資産の管理、活用を決めていく必要があると考えております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

必要があるんですね。本市の財政は逼迫していると思うんです。余裕はないわけですよね。資産の有効利活用を早急に取り組まなければならないと思いますが、これを早急に取り組むというような考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

確かに飯塚市の財政状況はかなり厳しいものでございます。今、保有しております遊休市有地の処分については、公有財産管理規則及び普通財産の処理方針に基づき事務処理を進めております。その普通財産が将来的に、市において行政財産若しくはその他の用途に使用しないことが明らかであり、第三者への売却が可能な条件が備わったものにつきましては、原則として売却を行います。また、現時点で売却可能な状況でない財産のうち、一時的な貸し付けが可能な状況である財産につきましては賃貸借契約により有償貸付を行います。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

ぜひとも早急に取り組みますという答弁がほしかったんですけども。私は単純に売却して、一時的な売却益を得る方法だけではなく、借地という観点で有効利活用することも望ましいと考えております。民間に長期的な貸付を行い、貸付料収入を得ることも検討すべきではないかと思っております。売却した場合と長期貸付を行った場合の効果額等を分析して、今後は借地についても考えていくべきだと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

質問者のご指摘の民間への長期貸付の事例といたしまして、大分地内の大規模遊休地を太陽光発電施設敷として利活用する条件で公募プロポーザル方式にて貸付者を決定いたしまして、20年間の継続貸付を行っております。その他、個人の建物敷としての貸し付けにつきましては3年間の契約更新を行いながら継続貸付を行っております。

また、先ほど答弁いたしましたように、現時点で売却できない土地については、市有地に使用上の権利が付着しない場合において、貸付期間を1年以内の一時貸付を行っているところでございます。

民間へ売却をした場合の効果は、収入において土地の売却収入と将来の固定資産税の収入、支出におきましては当該財産に対する維持管理費の削減があるものと考えております。土地の長期貸付につきましては、長期貸付を行った場合の財政効果につきまして、借地借家法で定めます事業用定期借地権の設定を行い実施する場合の貸付料収入と売却した場合の効果額等について調査研究し、検討をして参りたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

効果額等について検討するということですが、土地によっては明らかに売却するより、長期貸付による賃貸収入額を得るほうが有利な場合もあると思います。このような場合は、当然貸し付けを行うと考えていいのですか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

土地につきましては、売却することを原則としておりますが、売却した場合と長期貸付を行う場合との効果を検証した上で、普通財産の処理方針に合致し、かつ貸し付けを行うほうが有利であると判断された場合につきましては、貸し付けをすることも考えられると思います。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

わかりました。ぜひとも有効利活用に努めていただきたいと思います。

次に、観音山の有効利活用の計画についてお尋ねいたします。観音山については、旧穂波町時代の昭和55年から用地買収を始め、現在までに18.9ヘクタールに及んでおり、平成3年から6年にかけて、ボタ山防災工事が施工され、ある程度の造成が完了しています。当時、議会においても、特別委員会が設置され、立派な観音山有効活用計画書もできております。これですね、あまり見たことのない人がいらっしゃると思いますので。開発に必要な道路整備も完了しています。その後、この計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

今、質問議員が言われますように、昭和55年の用地買収、それから平成3年から6年にかけての工事、取り付け道路も終了、整備がされていまして、平成13年にコミュニティゾーン、多目的ゾーン、研究施設ゾーン、産業ゾーンからなります観音山の地区有効活用計画が策定されております。その後、事業の実施状況についてでございますけれども、旧穂波町時代ではそのまま未着手となっております、その後、1市4町の合併となっております。合併後もその計画の実施につきましては未着手の状態でありまして、明確にその取り扱いについて確認したことはございません。したがって、現段階では、合併当時、計画から策定され、合併後もその状況のま

までございますので、その計画が生きているというふうに判断いたしております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

計画は生きているということですね。それでは、なぜ進んでいないのか、どこに問題があるのか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

合併以前の旧穂波町時代は財政的な問題という課題もございましたでしょうけれども、合併後は行革等、その後のハード事業等もございまして、この計画について具体的に詳細な検討をした経過がございません。かつ、先ほど質問議員が言われましたとおり、当該地の造成については済んでおりまして、取り付け道路も整備はされておりますけれども、課題としまして、区画の確定がされておらず、それに合わせて、道路、区画等の分筆も済んでおりません。また、給水設備自体が完備しておりませんで、今後の事業の実施等につきましては、この2点を整理する必要があるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

この計画を本当に進めるというのであれば、今の問題点はすぐに解決すると思います。それでは今後どのように有効活用していく考えなのか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

先ほど、最初に答弁させていただきましたとおり、現段階では当時の計画が残っております。遊休地でございますので、当然ながら現状のままでいいとは考えておりません。したがって、今後は地域の方々の意見を聞きながら、現計画の可能性を含めまして、その活用について検討していく必要があるというふうに判断いたしております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

ぜひ検討を進めてください。ただいま地域の方々の意見を聞くということですが、当然地元の方々は有効活用を望んでおられると思います。ただ、当初の計画のコミュニティゾーン、多目的ゾーン、研究施設ゾーン、産業ゾーンというデザインとはそぐわない部分もあると思いますので、その部分については、地元の方々の意見を聞くことは必要です。旧穂波町時代にいろんな方々にご尽力いただいた計画を1日も早く実現できるように取り組んでください。

次の質問に移ります。次に、奨学金制度について質問いたします。現在、奨学金制度に苦しむ若者が増加している現状が話題となり、テレビ、新聞等で頻繁に取り上げられております。奨学金問題とグーグルで検索すれば、「奨学金という名の学生ローン、卒業後苦しむ現実、自己破産や・・・」といった見出しがあります。奨学金には、無利子の第1種奨学金と有利子の第2種奨学金があり、第2種は1984年の法改正で導入され、無利子の貸与制度の補完の名目で財政が好転したときには廃止するとの付帯決議もされております。しかし、大学の学費が上がる中、有利子制度の枠だけが拡大され、奨学金を利用する学生の割合は、1998年の約2割から2010年には5割以上に増加しております。毎月10万円の有利子奨学金を借りると総額480万円、利率3%で、返済額は640万円を超えます。月賦返済額は約2万7千円、卒業し

ですぐに返済を始めても、完済は43歳になります。現在、就職難や非正規雇用の増加で、返済が遅れる利用者が続出し、延滞者は2003年度から11万人ふえ、11年度には約33万人に上り、回収方法も厳格化し、問題は深刻化を増しています。

そこで、本市の奨学金制度の現状について伺います。本市の奨学金制度にはどのようなものがあるのか、伺います。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

奨学金制度につきまして、国、県、市及び民間などがさまざまに実施をいたしております。その中で、飯塚市で設けております制度を申し上げますと、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学を対象とした無利子の貸与奨学金制度を実施いたしております。毎年4月に高等学校及び高等専門学校を対象に18人、専修学校、短期大学及び大学を対象に18人を募集人員として奨学生を募集いたしております。貸付月額の例を申し上げますと、公立高等学校1万5千円、私立高等学校2万5千円、公立大学3万円、私立大学4万5千円となっており、市内にございます短期大学又は大学の場合は、5千円を加算することができるようになっております。

次に、福岡県の状況でございますが、まず福岡県教育文化振興財団が高等学校、高等専門学校等を対象として同じく無利子の貸与奨学金制度がございます。また、福岡県の制度といたしまして、所得制限を設けて高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金や授業料以外の経費への支援として年1回支給される、高校生等奨学給付金がございます。

さらに国で申し上げますと、先ほどご紹介ありましたが、日本学生支援機構が高等専門学校、短期大学、大学、大学院等を対象として無利子である第1種及び有利子である第2種の貸与奨学金制度を実施いたしております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

今言われました飯塚市独自の奨学金制度があるということですが、貸付要件、利用率等をご案内ください。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

貸付要件につきましては、貸付対象者の保護者が飯塚市に引き続き1年以上住所を有しており、その世帯の所得が生活保護基準額の2倍以下であることとなっております。なお、日本学生支援機構の奨学金など、類似の奨学金との併給はできないことといたしております。

次に、利用率でございますが、平成26年度の新規貸付者で申し上げますと、高等学校等18人の募集人員に対し1人でございましたので約5%、大学等18人の募集人員に対して4人で約20%の利用率となっております。なお、平成27年度、今年度は高等学校の利用はなく、大学等が2人で約10%の利用率となっております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

今言われました貸付率が低いことを見ると、年々上昇する学費、国立大学で約82万円、私立大学で約127万円に対応できてないと考えます。問題なのは、その奨学金がほかと併用できない面ではないでしょうか。近隣では、直方市が給付型の奨学金制度を導入されています。給付型を含め、さらなる改善を求めますが、検討していただけますか、伺います。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

給付型の奨学金についてのご指摘でございますが、貸与型と違いまして、給付型ということになりますと、財源的にも相当な金額が予想されます。検討されるかということでございますが、これは教育委員会だけで判断できる問題ではございません。ただし、教育委員会といたしましては、現在、先ほどご紹介いたしましたように、現在の奨学金制度につきましても、利用率が低い、また反面、いろいろとマスコミ等でも報道されておりますように、進学を経済的な理由から断念をされるという例もございますので、有効な策を現在検討しておる状況でございます。そのような答弁しか現状ではできませんが、答弁にかえさせていただきます。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

18人、4万5千円ですね。18人の枠があって、1人、2人と、年にですね。ということは予算余っていると思うのです。その予算はあって余っているんです。そこは有効利活用しないと私はいけないと思います。例えば、給付型も1つだと思いますし、飯塚市に在住する方もそうでしょうし、もし大学で九工大、近大、近短に来られた学生をここで貸し付ける要件に入れて、行く行くは飯塚市に住んでくれというのであれば、私は、定住人口の施策にも結びつくと思います。もっと積極的に取り組むぐらいの答弁をしてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

18人の枠に対しての利用数が少ないので予算は余っているのではないかとございしますが、これにつきましては、今、3億円ほどの奨学金に対する基金、これを運用して貸与の奨学金制度を運用している状況でございます。これを給付制にいたしますと、その基金、原資を使い果たしますと制度そのものが継続できないというような問題もございまして、非常に頭を悩ませているところでございます。そういう状況もございまして、また、この制度そのものも一応教育委員会といたしましては、言いわけになりますが、市長部局からの財源を補助執行という形で運用をさせていただいております。ご指摘の点、何とか進学に結びつくような奨学金制度、これについての検討は、必ずやっていかなければならないものではございますが、それが短絡的に給付制の奨学金の導入ということには結びつかない点をご理解いただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

ここでは長く言いませんけど、ぜひとも給付型、そして貸付要件についても検討していただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

それでは、話を全国でほとんどの学生が利用しています日本学生支援機構奨学金に戻しますが、以前は、返還免除の制度もあったようですが、現在はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

日本学生支援機構の奨学金につきましては、もともと無利子の貸与制度として始まりましたが、昭和57年度から有利子の貸与制度が創設されたものでございます。また、教育・研究職について返還免除の制度がございましたが、現在はこれも廃止されております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番 (佐藤清和)

この問題の広まり、そもそもはある教授の方が学校に行かれて、今の若い教員の方はどのようなかと聞かれたところ、学校の年配の先生が、元気がないと、今の若い先生たちは元気がない、結局、奨学金を借りて、そのうち二、三万円を給与から戻して、まじめで、遊びもしないということから、どんどん広がっていったように聞いております。

次に、飯塚市在住の方で大学にどれくらい進学し、どれくらい奨学金制度を利用されているのか。また市内の3校の大学生が、どれくらい奨学金制度を利用されているのか、把握されているのか、お伺いいたします。

○議長 (鯉川信二)

教育部長。

○教育部長 (瓜生 守)

飯塚市からの進学者数については把握をいたしておりません。ただ、九州工業大学情報工学部が在学生のうち、奨学金制度を利用している人数について、公表しているデータがございますので、参考に申し上げますと、平成26年度に奨学金制度を利用した学生は1066人で、在学生の57%となっております。内訳といたしましては、日本学生支援機構の第1種が476人、第2種が549人、地方公共団体・会社等が41人となっております。

○議長 (鯉川信二)

13番 佐藤清和議員。

○13番 (佐藤清和)

九州工業大学の学生さんは優秀なので、第1種の利用率がほかと比べて高いと予想されます。全国では第1種、無利子の奨学金の利用者は38万人、第2種、有利子の奨学金利用者は96万人になっています。さらに第1種の無利子奨学金の希望者は毎年2万人ずつ増加して、採用枠が少ないため、2009年には78%が不採用になっている現実があります。こうした状況の中、卒業後の就職難などにより、月々の返済に困り、延滞金が膨らんで自己破産するという例も数多くあると聞いております。ぜひとも飯塚市内でどれくらいの方が大学に進学し、どれくらい奨学金を借りているのか、また市内の大学での状況把握を努めていただきますようお願いいたします。

また、学費や生活費のためにアルバイトに明け暮れる学生も多く、最近ではブラックバイトという言葉を目にいたします。このブラックバイトとはどのようなものなのか、御存じでしょうか、お伺いいたします。

○議長 (鯉川信二)

教育部長。

○教育部長 (瓜生 守)

ブラックバイトについてございますが、正社員並みに働かされたり、一方的にシフトを決められたりすることによって学業に支障を来してしまうような、学生であることを尊重しないアルバイトのことと聞いております。

○議長 (鯉川信二)

13番 佐藤清和議員。

○13番 (佐藤清和)

そうですね。中には、サービス残業を無理やりさせられる、休憩時間も与えられない、ノルマ未達成を理由に商品を買取らされるなどの違法行為もあるようです。これにより大学を退学する。中退なので就職もない。奨学金の返済が滞る事態も数多く発生しています。返済に関しては、厳格化され、機構は2010年度から3カ月滞納した利用者を銀行の個人情報信用機関に登録、いわゆるブラックリスト化し、4カ月目からは民間の債権回収業者に委託して給与差し押さえなどの強制執行がふえております。このような学生を取り巻く状況を受けて、飯塚市としてどのよ

うに今後対応するのか、お伺いたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まずは飯塚市にある大学でも多くの学生が有利子奨学金を利用している現状を踏まえまして、飯塚市が実施しております無利子の貸与奨学金制度につきまして、さらなる周知を図るとともに、市民のニーズに即した、より利用しやすい奨学金制度について調査研究をしてまいりたいと考えております。また、機会があるごとに国や県に要望しております給付型奨学金の創設及び奨学金制度の拡充について、今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

新規高卒者に対する求人は1992年には160万人あったものが、2010年には19万人になり、その関係で、大学進学率も上がっております。学費はというと、国立大学で1979年に約22万円だったものが、2010年には約82万円に、私立大学では1979年には約60万円だったものが2010年には約130万円に急上昇しております。それに対し、世帯収入は1998年の544万円から2009年の438万円に減少傾向にあります。その状況下で奨学金制度を利用する学生がここ15年で約3倍にもふえ、奨学金という名の学生ローンに苦しむ若者がふえる社会現象となっております。先ほど答弁されました給付型の奨学金創設が急務となっております。今後、国や県に要望することも大切ですが、学園都市とうたっている本市独自の給付型の奨学金創設を強く要望いたします。また、この件について、教育委員会と意見交換したところ、私と同じ考えを持っておられました。給付型の創設については教育委員会が要望しても市長部局の理解がないと予算化できません。市長部局の方々も今回を機に奨学金問題について、見識を深めていただくよう、重ねて要望して質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

24番 道祖 満議員に発言を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

質問通告に従いまして、質問させていただきますけれども、廃校跡地の利用について、旧飯塚第三中学校の利用については、これは9月議会で、一般質問をする予定でありましたけれども、時間の関係ですることができませんでしたので、この機会にさせていただきます。この間、時間がだいぶ経過しておりますので、いろいろと執行部のほうでは、多くのことについて考えていただいていると期待して、質問させていただきます。

まず、お尋ねいたしますけれど、文部科学省は、学校施設は地域住民にとっての身近な公共施設であり、またその校舎などは、地域のシンボリックな存在である場合も多く、廃校となったあとでもできるだけ、地域コミュニティの拠点として生かすことが重要であるとの考え方を示しておりますけれども、飯塚市の方針がどうなっておるのか、再度確認させていただきます。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

学校跡地の利活用の方針といたしましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画の中で、再編に伴い存続する学校では、老朽化による改築工事や新たな立地場所での新築工事等により、多額の財政支出を伴うことから、廃校後の学校跡地につきましては、地域のまちづくりに支障が生じないような利活用を行う民間業者等に譲渡することを原則とするとしております。この考え方に基きまして、学校跡地の利活用方針（案）を策定しており、関係する地域にこの方針案をお示しいたしまして、協議を行っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

文部科学省では、学校施設の使い方というのは、いろいろと言っておるわけですが、廃校跡地についてはですね、ただ飯塚市としては財政の問題があるから、売却をしていくのが一番だということで、取り組んでおるといことでありますけれど、この三中の跡地については、以前も一般質問をさせていただいております。文科省の考えに従いまして、ぜひ、地域住民の思いを聞いていただきたい。地域のほうで活用させていただきたいということをお願いしてきておりますけれど、その後、旧飯塚第三中学校についての利活用方針は、今の考え方から変わってきているのかどうか、確認させていただきます。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

飯塚第三中学校の利活用方針案につきましては、体育館は耐震基準を満たしていることから、また、近隣の社会体育施設であります第一体育館、颯田体育館が老朽化していることから、補助的な役割を担う社会体育施設として、当分の間、利活用することといたしております。また、校舎の一部は市の備品をストックする倉庫として、活用することといたしております。それ以外の校舎敷、運動場、プール敷は民間譲渡とすることといたしております。ただし、鯉田地区の公民館の移転候補地の1つであることから、公民館の整備計画の内容によっては、方針を見直すことといたしております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

鯉田地区の公民館整備の候補地であるということでございますけれど、これは、鯉田地区のまちづくり協議会より、公民館の整備について要望書が出ていたと思っておりますけれど、その内容について確認します。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

平成24年9月26日に、市長あてに要望書が出されております。要望事項といたしましては、鯉田公民館の建て替え場所を第三中学校跡地とすること。校舎を解体し、新たに公民館を建設するとともに、体育館は存続し、地域に活用させること。グラウンドは存続し、地域に活用させることの3つでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この要望を受け、どのように検討を行ってきたのか。またその後、地元ではどのような検討が

なされているのか。状況がわかるのであれば、答えていただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

具体的な対応といたしまして、公民館の所管課である教育委員会で行っておりますが、鯉田地区のまちづくり協議会では、公民館の移転候補地について、改めて複数箇所、検討された結果、三中跡が最適であるとの結論になったと聞き及んでおります。飯塚地区公民館施設整備実施計画では、平成27年度末までに候補地を決定することといたしておりますので、地元の意見も踏まえた上で結論を出していきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今のご答弁で聞いておりますということでありましたけれど、三中跡地が適地であるというふうに地元のまちづくり協議会では決定したというふうに、結論となったと聞いておりますというふうなことですけれど、ここだということですよ。そして、平成27年度までに、この候補地を決めるということであったから、それを踏まえて、決定するということがよろしいですね。では、用地が今年度中までに決まるとすると、今後のスケジュールはどうなるのか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

飯塚地区公民館施設整備実施計画では、平成30年度末までに整備を行うことといたしておりますので、具体的な作業につきましては、教育委員会を進めていくこととなります。財務部といたしましては、課題は財源をどうするかということになってまいります。新築であれ、現校舎の改修であれ、それなりの費用が必要となりますので、国や県の補助金や交付金制度を活用しなければ厳しいと考えております。現段階では、木造での公共施設整備であれば、農林関係の補助制度がありますし、国土交通省の補助制度についても研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今、財務部長が全部答弁しておりますけれど、教育委員会のほうもこれは了承事項ですね。27年度で候補地が決まれば、30年度までには公民館をつくると。3年間でできるということで、市の考え方は統一されているということを確認したいと思いますが、そのとおりですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

その方針でいきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

方針が変わることは時々ありますよね。間違いなく30年度までやるんだということでもいいんですか、その確認ですよ。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

やらせてもらいます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この飯塚第三中学校の利活用については、7月だったと思いますけれど、新聞報道で地元の団体から公民館以外のことについての要望書が出ておるといふふうに聞いておりますというか、報道をされておりますけれども、その内容はどんなものか確認させてください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

この要望書は、飯塚市の観光と芸術運動をされている新しい芸術実行委員会により、本年7月1日付で市長あてに提出されております。その内容は、第三中学校を現代アートにより観光施設として活用していくものでございます。1階部分は移転を検討しております、鯉田公民館として活用、2階をカフェ、展示室、3階はテナントとして貸し出す内容となっております。また、校舎、体育館、壁面にアートを施し、運動場はスポーツイベント、展示会、駐車場として活用、運動場周辺もアートスペースとして活用することといたしております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

三中の跡地に公民館をつくることは地元が決めたから、それに従って、平成30年末までには建設すると、お約束いただきました。さて、要望書が別に出しております。校舎を使って、いろいろな芸術活動を行っていきたいという要望書であるということでもありますけれど、この要望内容について、市としてはどのように考えていくのか、考えがあれば、お示しいただきたい。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

先ほども答弁いたしましたように、学校跡地の利活用につきましては、原則売却となっております。売却にあたっては、地域のお話を聞きながら進めることとなっていることから、各地のまちづくり協議会と協議を行っております。今回、この要望内容も鯉田地区の方からの要望でございまして、地域の声の1つと考えております。課題は、旧校舎の管理棟及び教室棟の全てを活用する案となっておりますので、改修経費が相当必要になるということ踏まえまして、今後も地元と協議をしていく必要があると考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

先ほど、公民館はこの三中跡地ということで決まったと。市役所としては、運動場とかいらない部分、公民館以外の部分については、売却だというふうに考えて、取り組んできておるわけですが、今度の芸術の拠点としてどうかという要望書は、敷地全体を使うような要望であるというご答弁をいただきました。ということは、今の答弁によりますと、地元と話をして、その方向で公民館がどこにできるのか云々というのは別問題にして、だから三中の敷地の中にできるんでしょう。今、この要望書というのは、校舎を使う、運動場を使う、敷地を使う、全体を使うという要望書であるということですよ。であるならば、今の答弁で地元が納得すれば、それは、市としては前向きに取り組んでいくということ捉えていいのですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

学校施設の跡の利用につきましては、地元との協議の中で今後進めていく。三中以外でもそういった形で進めていくということで、考えております。今回、要望があった件につきましては、鯉田地区の活性化とか、そういったものにもつながるものであるというふうな考え方でございますので、そこは地元との協議の中で、ある程度、可能性として高いものであれば、協議の中で方向性は出していきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ちょっと、答弁がよくわからなかったんですけど、可能性が強いものであれば、地元として、その敷地を使って公民館をつくと決まると。残りの校舎、運動場、それも地元がそういう形で、校舎、運動場を残していく。そしてそこを芸術の拠点としていくことについて同意すれば、市としては、それはそれで良とするというふうに理解していいのですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

今の提案内容でしたら、先ほども質問議員が言われたとおり、全施設を利用する形になっております。先ほどの答弁の中で、原則売却ということでございます。それで、今の財政状況を考えて、今の学校跡地については、後々の財政運営に資するために、ある程度の財源確保という側面もございますので、そこも含めた中で、全体的に考えていきたいということでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

提案の内容は、芸術を活用して、ご答弁でもありましたけれど、総合戦略の目玉である観光分野に貢献していきたい。いわば地域の活性化を図っていきたいと。その拠点にしたいということでもありますよね。であるならば、この点についてどう考えて取り組んでいくのかですよね。たまたまそれが、三中の跡地がちょうど要望書の中では、交通の便がいいとか、規模的にちょうどいいぐらいの広さだということで、あそこを希望するというところだったのだろうと思うんですけど、そういう要望があったときに、その点についてどのように考えて、市は要望に対して、どのような考えを持っているのか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

今、要望書として出ているものにつきましては、実際に要望された方とお話をした中では、まだ地元との調整とか、そういった部分もまだ十分でないというところも含めまして、あとは飯塚市の中の位置づけとかいうところまで拡大した中で、どうするかという判断もしていかなければならないと思いますので、そこは慎重に検討させていただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

これは7月1日付けで出されたということですよ、市長に。4カ月経過しているんですね。その間は、その方々とお話をしたけれど、それが具体的じゃなかったから、具体的に、場所はあなた方が決めるのだから、許可するかしないか。だから具体的にはなりはしないですよ。それで決めると。これは面白いからやるとかやらんとかいう話は、検討したのかどうか。これが要望書の中にあるような、観光行政の目玉になるとか、地域の芸術活動の拠点になるとか、そういう判断はされたのか。されて向こうと話をしたのか。要望書を出された方と話をした結果、持っ

てかえって、それは地元で敷地の話がついたら、してやるよという話なのか。市としてはそういうものが出されたときに、全体的な考え方の中で、どういう位置づけになるのかとかいうようなことの検討は、部長のところでしたのですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

要望書が出てきた段階では、まだ三中の跡地の公民館敷としての決定がなされておられませんでした。今回決定がなされた中で、今回の要望書の具体的な検討と言いますか、そこら辺の話を今後進めていくという形になります。その前段で要望を出された方については、どういう趣旨であるとか、どういう規模のものを考えてらっしゃるとかという話は、お聞きをさせていただきました。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

だから、前向きに要望を受け入れていくのか、ただ聞きおくという感じで取り組んでいくのか。その辺なんですよ。地元の話がついてなかったから知らん顔をしていた。極端な話、聞くだけは聞いてやっとな。そういうことでしょうか、答弁でいくとね。だけど、もう地元で公民館は三中だということになった。三中の敷地の中だということ、まちづくり協議会としては考え方をまとめたみたいですよ。であるならば、要望書が出てきている分と整合性は、地元で話がついたら、それは役所としては積極的に進めるというふうに理解していいのですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

基本的には、今回の跡地の利用については、地元とお話をさせていただいてということですが、これを例えば、実施するにあたっては財源的な問題、これをまたするにしても、財源的な問題も当然かかってきます。そこも含めた中で実施可能なものであるかということも含めまして、地元と要望者と市との中で話をしていきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

財務部長は、基本的には財源の問題を必死に考える立場だから、こういう問題について、なかなか明確にやりますという判断ができないかもわかりませんが、これは市長あてに要望書出ているんですよ、市長。市長はこういう要望書に対して、どういうふうに考えておるのか。また、教育委員会にもこの要望書が出ているんです。こういう要望書が出たときにどういうふうに考えるのか。考えていこうとするのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

学校の跡ということは、公の施設ですので、ここに依頼がきているのは、スポーツ、またイベント、展示会、駐車場としてと。そういうものを地元の意見で認可をしたときに、じゃあ、この運動場は自由に駐車場として使える。展示会も自由に使える。そういうことを含めて、そこでその地域がうんと言っていて、じゃあ、よその地域に対して、鯉田はそういうふうになっているのだったらこちららもできないことはないじゃないかというような形に広がっていったときに、我々はどうしていくかという問題も処理していかななくてはいけないので、また文化施設的なものということになれば、文連さんがあったり、運動場となれば、体育協会があったりと、いろいろとそこに調整しないといけないことが出てくるので、今のところ時間がかかっているということは、指をお

られて何カ月経ったと言われてはいますが、そういう問題が多くあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

だから、この要望についてまちづくりに関して、観光分野に貢献するというふうには提案されているわけですよ。芸術の拠点にしたい。まちづくりに貢献したいと。この点についてはどうなんですか。市長が言っていることは、じゃあこれが出てきたら、ほかのところから出てきたら困るから、財政問題で困るからというような答弁ですけれども、そうじゃないでしょうかと言っているんですよ。こういう芸術の要望に、まちづくりに対して積極的な市民の声があがってきたときに、財政がということで切るのですか。それはほかのところは要望したら困るから切るのですか。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

大変申しわけないのですが、この要望があったのは、私は正直、報道等で知りました。いま担当部長がいろいろと答弁しておりますが、この学校跡地の利用、この提案されて要望された方は、大変熱心にそういう面をもってあるということは承知しております。ただ、全市的に、ここで芸術のあれでいくのかとか、じゃあ、ほかの学校跡地施設はどうするのかとか、全体的なそういうフレームというか、考え方というのは、正直言って詰めておりません。ですから、今の段階で、もちろんもともと学校跡地をどうするのかということは、地元の意見を十分尊重しながら進めていくということは、これは常々申し上げておりますので、これについてはそのとおりだと思いますけれども、先ほど市長が答弁しましたように、1つの芸術のあれにするとか、例えば、観光行政で果たしてここが有効なのかどうかとかいうことは、内部では検討しておりません。個人の思いは非常に熱心にされておるといことはわかっておりますけれども、芸術ということであれば、飯塚市の文連が1市4町、ことしはじめて、全市的に統一して文化祭もやりました。そういうことを含めて、発表の場を鯉田の学校跡地にするのかとか、そういうことを含めて内部で、正直言ってそういう協議はあっておりません。ですから、もうしばらくこれについては、時間をいただきたいと思っております。今、この時点で、するとかしないとか、ただ地元の意見を尊重するということはあると思いますが、全体的なそういう活用方法ということについては、検討しておりませんので、いましばらく時間を貸していただきたい。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

副市長は、私の質問にいつも時間をくださいとか、いつも言われて、ずいぶん時間を貸している問題がいっぱいあるのですけれど、教育委員会のほうにも、この要望書が出ておりますけれども、教育委員会として、このような提案、要望が出たときに、どのように考えておるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ご指摘のとおり、教育委員会のほうにも教育長あて、9月17日付けで同じ内容だと思いますが、要望書をいただいております。その内容につきましては、先ほども少々ご紹介がありましたけれども、1つは施設的に考えますと、三中の旧校舎を1階部分は公民館、2階部分がそういうふうな芸術アートの展示スペース。そして3階はテナントとして貸し付けるというような建物についての構想は見させていただいております。特に、この考え方、構想につつま

しては、飯塚市の文化振興に大いに貢献をしていただける内容ではないかというふうに評価はいたしておりますけれども、その企画、運営については、実はこれは4団体の共同により実施をするということで、当然、私ども公と言いましょか、官庁が加わり、そして個人、芸術団体が加わり、大学が加わり、それから住民が加わりというような、4者の共同でこういうふうなプロジェクトをつくっていかうということが記述をされております。教育委員会といたしましても、早速教育部の中の関係部署には供覧を行っておるところでございますが、ここで一番最優先に取り組むべき課題は、先ほどご紹介がありましたように、地域のまちづくり協議会のほうでも、鯉田の公民館建設、これにつきましては、現在の公民館が地盤沈下を起こしております、早急に建て替えが必要だということで、候補地も今年度中に決定をする予定で進めておりましたが、なかなか、まち協のほうからは、ご意見をいただきましたけれども、地域にいったん入りますと、なかなか意思統一に時間がかかりまして、先ごろそういうことで、三中でというような地域のほうも一定のまとめをいただいたかと思っております。

今後につきましては、そのご意見を尊重いたしまして、市としても三中跡地に公民館をとということで、教育委員会といたしましても、強く市長部局のほうへ働きかけをする予定にしております。そういうことで、この課題につきましても、先ほど財務部長のほうから答弁がありましたように、早急に公民館の建設が必要でございます。30年度までには完成をしたいというのは、私ども教育部としても同様でございます。その中で、これの実現性について、先ほど申し上げましたように、ハードだけの問題ではなくて、ソフトの部分についても、きちんと運営がなされるような状況にまで整理がやっつけられるのかどうか。それから、一番は公民館につきましても、旧校舎を利用しての計画で、特に使っていただくのは鯉田地区の住民の皆さんでございますので、ご同意がいただけるかどうか、そういうふうな検討を早急に行いまして、可能性があれば、市長部局のほうへ教育部としても強くお願いをしていこうと考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この要望書に対しての主体性は市長部局がとるんですか、教育部局がとるんですか。前向きに、この要望に対してはまちづくりに貢献するだろうという部長の答弁ですけれど、そののところもまだ話はできていないということですか。要望書が出て、ここで指摘するまで、まだそこまで詳しくはしてきていないということですね。

今後は、市長部局と教育委員会で合議しながら検討していただけると。地元住民の声を聞きながらというふうに理解していいのですか。なおかつ、この新聞報道によると、商工会議所の麻生泰さんのほうにも、いろいろとご相談して、こういうことをやったらまちづくりに寄与するのではないかと。だから、協力できるかできないかというようなことをご相談したというような新聞報道がされていまして。その報道しか知りませんが、積極的に麻生さんも前向きに協力していくようなお返事をいただいたというようなことが報道されておりました。そういう意味では、地域の人たちも、こういうことをやっつけられないと、今後の観光行政とか、まちづくりの創生とかいうのに、遅れていくんじゃないかと言ったら言葉が悪いけれど、やっぱり、何らかの手を打っていかないと将来的な希望は持てないのではないかというようなことではないかと思うのですけれど。例えば、鳥取の堺市はゲゲゲの鬼太郎、あれで相当の観光客が来ているということですよ。あれは物語があるから。そういう、はじめはなかったけれど、ああいうことをやって人が来ているということですよ。今まで、寄らなかつた観光客が寄って、まちづくりが全国放送されて、また観光客が行っているというんですよ。そういう積極的なことをするのは、教育委員会なのか、市長部局なのか、提案されたときに。そのことをお尋ねしているのですよ。そのことについて、積極的に、要望書については検討していただけるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

その部分については、先ほどから答弁いたしており、関係部局、教育部局、市長部局とかいうことではなくて、総合的に検討させていただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

積極的にという言葉は、下で市長が言うなどか言っているような気がしましたけれど。文化庁が平成27年5月22日に、文化芸術の振興に関する基本的な方針、第4次基本方針の閣議決定というものが出されておりますけれど、この内容については承知しているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

今、ご質問の点でございます。これにつきましては、国におきまして、本年3月に文化振興に関する基本的な方針ということで示されております。この中で社会を挙げての文化振興として、文化、芸術、街並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じたすぐれた取り組みを展開することで、交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図る。2020年に向け、文化芸術を目的に訪日する外国人を大幅に増加させるというような基本的な方針が示されておるものでございます。非常に構想のほうが大きくございまして、これをどう捉えるか、まさにご指摘のとおり、飯塚市全体としての問題、文化芸術の振興という枠をかなり広げての発想が必要であるし、また検討が必要であるというふうに認識をしております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

国では、今言ったように、こういう閣議決定をして取り組んでいこうということを言っているわけです。その中で、ちゃんと地方創生というところがあって、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図ると、いろいろと明記されているわけです。細かく言うと、全体のことを云々とか言っておりますけれど、やはり、その中でどうしたらいいのか。全部読まれているから、私がここで読み上げるのも、釈迦に説法でしょう。ですよね、財務部長。ですけれど、この中で地域の特色ある文化、芸術活動を推進するため、文化、芸術活動拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特徴のある取り組みの発信、発表の機会の充実を図るということを言っているのですよ、国としては。国としては、地方創生のあり方、今後の観光行政との絡み、そういうことでいろいろな部門で方向を1つにして、考え方をまとめていると思うんですよね。であるならば、ちょうどいいときにこういう要望書が出ているんだから、国の方針を鑑みながら、積極的に取り組んでいただきますよう要望したいと思いますが、市長、積極という言葉はだめですか。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

文化事業に関しましては、今度の文化連合会も140団体ですか、約6千人の方がひとつのグループになって、これからのこの地域の文化振興に努めていきたいということで、ことしから一緒になってやられておりますし、今「あさが来た」でも、伊藤邸を含め、潤野炭鉱の放送も流れていますし、嘉穂劇場もそういうことで、以前、嘉穂劇場で全国の高等学校の学芸祭をやったら、

全国から子どもたちが集まって、高校生が集まって、演劇大会ができるんじゃないとかいうアイデアもありましたし、いろんな意味で、この地域にはそういう要素があると思います。先ほど、麻生さんの話が出ましたけれども、泰さんの奥さんは、そういう芸術に対して、麻生がいま土地を持っているところに、アウトドアの、室内じゃなくて、外に美術品を置く、そういうところの場所を提供して、そういう人たちと一緒にやってやりたいという話もあって、いろんな意味で、この地域にはそういう風が吹いてきていますので、今回の問題も1つの、ありがたいことだと思いますけれども、それを積極的に進めていくということは、そこに限られたりというようなことになるから、積極的にということではなくて、方向性として、文化がこの地域から消えていかないとか、文化を育てていくというものに対しては、積極的にやっていかななくてはいけないけれど、その地域にということの積極的なというのは、私としてはまだ言えるところじゃない。課題が多いのではないかとあって、積極的にとは言わないよと言ったのはそういうことで、いろんなところの問題も考えながらやっていきたいと思っていますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

芸術文化の振興には積極的に取り組んでいくと、地域を限定しないでくれと、そういうことですね。だけど、最終的にそこになる可能性もあるということですね。わかりました。私ども議員は、執行権はありませんから、だからいつもこのように市民からの要望を代弁するしかないんですよ。その点を理解していただいて、市民の声をやはり、どういうふうに取り入れて、まちづくりの参考にするか。ぜひ、十分な検討を進めて、実のある結果を出していただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

引き続き、地域消費喚起事業費補助金について、お尋ねいたします。地域消費喚起事業費補助金については、3月13日開催の総務委員会の議事録によれば、飯塚市内のフリーペーパーを発行している発行事業者が、各自実施する食事割引券交付等の食事に特化した消費喚起事業に対して、補助金を交付するものがございますと説明がなされておりますが、これ以外にこの補助金について、各委員会なり、所管委員会、その他議会の関係者に対して説明を行ったのかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

ご指摘の地域消費喚起事業費補助金でございます。予算の折に、これは国の平成26年度の緊急経済対策の予算の上程におきまして、一般会計補正予算の26年度第9号の補正予算で、3月の総務委員会で審議の折にご説明しておりますけれども、それ以外につきましては本事業に関しまして、議会等へのご報告、説明については行っておりません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

では改めてお尋ねしますが、この補助金はどのようなものですか。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

先ほど説明させていただきましたとおり、国の補正予算でございます。平成27年2月に内閣

府より通知がございまして、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための事業に対する費用に対し、国が全額を交付金として交付するものでございまして、交付金の対象事業としまして、既存の事業の拡充や新規事業を検討いたしまして、1つにプレミアム商品券の拡充、2つ目にふるさと名物商品販売促進活動支援事業、これは新規でございます。3つ目に住宅太陽光発電設置補助事業の拡充、4つ目に住宅リフォーム補助事業の拡充、5つ目に子育て応援券交付事業の新設、6つ目に本件であります、地域消費喚起事業費補助金、この6つを事業として申請を行いまして、交付決定を受けたものでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今、ご答弁にありました内容ですと、この補助金は、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための事業ですね。その点を確認いたします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

質問者の言われるとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

地域の消費を喚起するための補助金ですけれど、フリーペーパーでの食事割引券交付等と説明されております。これは具体的にはどのような内容であったのか。そして、具体的な内容はどのように決められてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

この事業につきましては、過去に食に関するチケットの販売を実施した経験のあるフリーペーパー誌の発行者3者、具体的に言いますと、ウイングさん、ヘンさん、チクスキさんでございますけれども、3者にそれぞれ企画提案を受けまして、これに対する補助金を通じてのグルメチケットの喚起でございます。今回の喚起事業では、プレミアム分を40%といたしておりまして、率にしまして、地域内消費を喚起する誘引としてのプレミアム率は、基本40%を上限とする旨でございましたので、国の資料に基づきまして、設定しますとともに、申請を行ったものでございます。内容としましては、当初の計画では3者それぞれ違った提案でございまして、ウイングさんがグルメチケット、ヘンさんがランチブック、チクスキさんがスイーツチケットという当初の企画提案でございましたけれども、第1弾のグルメチケットが好評でございましたことから、飯塚市の商工会等からの要望がございまして、ランチやスイーツに限定していた第2弾、第3弾の、これは第1弾がウイングさんで、第2弾がヘンさん、第3弾がチクスキさんでございますけれども、そういった第1弾の状況を見た上で第2弾、第3弾につきましても当初計画から変更させていただいて、3弾ともグルメチケットというように仕様を変更したものでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

確認しますが、40%のプレミア分、これは上限が40%であったからということでありませうけれども、これは総額予算が決まっています40%なのですか。それとも40%にすると、総額はそれだけになったのか。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

国の指導で上限額が40%ということで、事業の内示そのもの、総額の補助金のベースで5千万円の10分の10の補助の内示をいただいております。したがって、この5千万円の使い道につきましては、40%以内のプレミアム率であれば、自治体の裁量の中でございますけれども、当初申請自体を40%でしたものでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

申請して40%、けれど5千万円があったということでしょう。上限が40%だから40%にしたと。20%にしようと思ったら20%でもよかったと。30%でもよかったということですよ。40%ということは、こういうことですよ。7千円分のグルメ商品券を5千円で買える。第1弾のウイング主催のグルメチケットについては、6月29日、月曜日に発売開始で、1冊5千円で1人10冊まで買えると。発行部数が3千冊。これは何人の方が購入されましたか。また、何日間で完売したのか。これをわかりやすく言うと、1万円で1万4千円分の食事ができる券ですよ。40%だから1万円で1万4千円の食事ができるということですよ。今言ったことを確認させてください。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

言われるとおりでございます、1万円で1万4千円のグルメチケットが購入できるということでございます。第1弾のウイングのグルメチケットでございますけれども、6カ所で販売いたしました、6月29日の1日ですけれども、即日完売となっております。購入された方でございますけれども、人数にして1175名、1人10冊までの購入ということでの設定でしたので、1175名で平均いたしますと、お1人さま2.5冊ほど購入されたという数字がでております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

では、第2回目のグルメ商品券は9月18日に販売されております。これは金曜日ですよ。これは1冊5千円、1人6冊までで6千冊が発行されておりますけれども、何人の方が購入されたのか、また完売には何日間を要しましたか。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

今質問者が言われますとおり、第2弾のヘンさんの発売につきましては、6千冊。これを2日に分けて9月18日と19日の2日において、各3千冊を9カ所で販売いたしております。これにつきましても、両日で即日完売いたしております、購入された人数でございますけれども、1141名、先ほど質問者が言われますとおり、1人6冊上限でございましたけれども、平均でお1人さま5.2冊の販売状況となっております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

今回、3弾目で市報にも載ってございましたけれど、12月19日、土曜日に1人1冊、1千円で1千冊が発行されるというふうになっておりますけれども、なぜこのように変わったのですか。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

先ほどの第1回目、第2回目の状況を見ますと即日完売ということで、1回目がお1人さま10冊、2回目がお1人さま6冊という上限を設けておりましたけれども、そういった状況からしまして、3回目につきましては、お一人さま1冊という限定をいたしております。それとあわせて、今回市報等でも掲載させていただいておりますけれども、販売箇所をイオン穂波店に限定いたしております。2点の変更の内容でございますけれども、1人1冊にしましたのは、今説明させていただきましたとおり、即日完売するという状況のなかで、購入できなかった方々からの苦情ということが寄せられました関係で、今回の3回目につきましては、お1人さま1冊と限定させていただいております。あわせて、1回目は6カ所、2回目は9カ所の販売店で販売させていただきましたけれども、市内全域でできるだけ広く販売すべきであるという趣旨で進めておりましたけれども、各販売所におきまして早くから並ばれる等で通行に支障が生じるなどの苦情が多数寄せられましたことで、販売店のご協力を得ることが難しくなったこと、あわせて商工会議所、商工会等との調整の上、駐車場が2千台ほど確保できますイオン穂波店にご協力をいただきまして、今回1カ所での販売という運びとなっております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この補助金の執行については、市民の皆さんにはどのように知らせたのか、また、チケットを使える加盟店、それについてはどのように募集したのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

市民の方々への周知の方法につきましては、販売されておりますフリーペーパー誌の紙面及びホームページ等での広報になっております。チケットの利用ができる飲食店の加盟店につきましては、募集チラシ等により周知を図っていただいております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

私は、フリーペーパーの読者層というのは、広範囲ではないような気がするのですよ。どうしても若い人が中心ではないかなというふうに思っておりますが、そういう関係で、私はフリーペーパーのほうに、青葉台の広告など出したらどうかと、若い人に庄内の土地を買ってもらったらどうかというようなことを提案させていただきました。今回フリーペーパーの中で、こういうふうな応募をして周知をさせていったということですが、これ以外に行政として周知はやっておるのかどうか。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

今、ご指摘の件でございますけれども、第1弾、第2弾につきましては、市の広報の媒体を通じた市報、ホームページ等での広報は行っておりません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

1万円で4千円分余計に買えるようなプレミアムがつくような商品券を市民には十分な周知が行われてなかったということです。したがって、苦情がきているわけですね。加盟店も限られて

いるし、市民も買えなかったと苦情がきているわけですけど、これに対して国の税金を使いながら、使えない人たち、ものを売れない人たちが多くいたということですけど、これはどういうふうに市民に説明するつもりですか。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

今、質問者が言われますとおり、フリーペーパー誌を媒体とした販売手法と言いましても、40%のプレミアム部分につきましては国の補助の10分の10でございます。行政として積極的に広く周知を図るべきであったにもかかわらず、このような状況になって、率直に言いまして配慮が足りなかったことを非常に反省いたしております。そういった状況もありまして、そういった反省の上で、間に合いましたので、第3弾につきましては、そういった形で市報及びホームページで広報を行ってきたところでございます。今言いますように、第1弾、第2弾につきましてはそういった形で税金を投入されているにもかかわらず、広報等の手段が不十分であったことについては非常に反省している次第でございます。申しわけございませんでした。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

反省は強くしていただきたいと思えますけれども、消費喚起のための補助金ですけども、消費の喚起についてはどういうふうになったのか。その結果、経済効果とか、そういうことについては、どういうふうに考えておるのか。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

これは、プレミアムのつく商品券の取り扱いについては、前回の一般質問で、議員の方の考え方等もいろいろとございましょうけれど、今回の金額につきましては、5500万円に対して40%の上乗せのプレミアムがついて、総計7700万円となっております。そういった形で、プレミアムがつくという形で多少なりとも経済効果につながっているというふうには考えております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

それは、あなた、これだけ税金をかけて使ってください。4割もプラスであったら使って、消費はするでしょう。それが消費喚起と言うんですから。例えば、あなた方は、買った人の人数を言いますと、1回目は1175人、2回目は1141人。今度は反省して、1千冊、3316人が対象ですよ、結果として。そして、飲食店、これは消費者からだけじゃないですよ。消費者で買えなかった人たちがいっぱいいるのですよ。それは、第1弾、第2弾は、普通の日だったから、税金を納めている人たちは買えない。普通平日に仕事をしている人たちは、だいたい。そう思いません。そこを対象にしているのですよ。だから、3316人、結果として。この人たちがみんな使ってくれば、お店も助かります。だから金額を言っているのは、確かにその通り消費喚起になったんだろう。だけど、お店はなんなのですか。市内の飲食サービス業のお店は何店舗ありますか。そして加盟店は、何店舗ありましたか。すべての飲食店が加盟店になったのか、なっていないのか。ならないとしても、9割以上超えて加盟店になっていたのか。行政がしなくてはいけないことは、消費喚起だから、地域経済の活性化だから、一部の人たちが一部の店で使うことではないのではないのですか。多くの店で多くの人たちが使うことによって、やはり消費喚起というものに発展するのではないのですか。例えば、1万4千円を持っていて、ちょっと飲み過ぎた

から2万円になるとか、3万円になるとかというのが、消費喚起に拡大していくのではないですか。呼び水の部分であって、それ以上に拡大しようと思ったら、先ほど言ったように、40%じゃなくて、20%でもよかったわけでしょう。そうしたら3千人じゃなくて、6千人、売り方によっては1万人になったわけでしょう。なぜそういう工夫をしなかったか。その辺がさきほど反省していると言っていましたけれど、なぜこういう結果になったのか、その点について、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

言われますとおり、買って食事をする市民、お客さんの立場と受け手の店舗の立場で言いますと、先ほど言われますとおり、市内には700件ほどの該当する店舗がございまして、1回目のチケットの登録が150店、第2弾が153店、現在こういった形で広報を努めました結果、第3弾で約300店舗が登録をされております。今言われますとおり、プレミアム率を40%じゃなくて、もう少し抑えて、数をふやしてはというようなご意見だと思います。確かにいま振り返ってみますと、そういった考え方もというふうに反省をいたしております。これは、我々のほうで、企画のほうで、この事業に着手いたしましたけれども、そこら辺の経験、ノウハウがない上に、国の呼び水に飛びついたような状況があつてこういった結果になっております。そのところも、プレミアム率、販売数量を含めて、一考した上で、十分に関係部署と調整をとった上で、一番いい方法を研究して実施すべきだったということも含めて反省いたしております。申しわけございませんでした。弁明する余地はございませんで、そこにつきます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますよう、お願いいたします。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

お願いでございます。大事な税金を使うことです。税金を使えばいいというわけではないですよ。反省を強くしていただいているようですから、これ以上のことを言いたくはないんですけど、やはり、事業について、税金が使われているということを見ると、市民あつての行政だと思います。市民不在の行政はやらないでいただきたい。そのことを要望して、質問終わります。ありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時15分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

15番 福永隆一議員に発言を許します。15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

通告に従って質問させていただきます。まず初めに、飯塚のオリジナル観光コースの前に、2番の海外からの観光客に対する本市の方向性についてのほうから質問させていただきます。

飯塚市の中心商店街の活性化について質問させていただきます。

海外からの観光客に対する本市の方向性について、訪日外国人の消費動向調査のデータを見ると、日本全体における平成26年の1人当たり旅行支出額は約15万1千円で、そのうち買い物

代の支出額は約5万3千円となっています。中でも中国人旅行者の1人当たりの旅行支出額は約23万2千円で、特に買い物代の支出はその半分以上を占める約12万7千円と他のアジアの国々と比べて非常に多い状況となっております。ぜひ、本市の中心商店街などでも多くの買い物をしてもらいたいと思いますが、市としてインバウンド事業についてどのような方向性で進めていこうと考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長

○経済部長（伊藤博仁）

インバウンド事業の本年度の取り組みといたしましては、国の平成26年度補正予算、地方創生先行型「地域生活等緊急支援のための交付金」でございますが、これを活用いたしまして、旧伊藤伝右衛門邸及び嘉徳劇場におきましては、Wifiによる6言語、日本語、英語、韓国語、北京語、台湾語、タイ語による多言語案内システムの構築を図っております。また、外国語の案内板や解説台の制作、パンフレットの作成などを行うこととしておりますが、インバウンド事業につきましましては、国によって対応も異なりまして、観光商品の企画及び営業はもとより、受け入れ態勢の整備、消費税免税制度の取り扱いの検討、飲食店のメニューの多言語化やムスリムへの対応など、民間も含め多くの課題や環境整備が必要となっております。このことから専門的ノウハウを持った事業者への観光客等誘客事業委託を行っており、この成果等も見ながら、複数年継続して取り組んでいく必要があると考えているところでございます。また、それとあわせまして、商店街や民間を含む関係団体とも連携協力しながら、インバウンド事業については強力に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

ことしの流行語大賞候補に、「爆買い」や「インバウンド」という言葉が上がっているように、訪日外国人旅行者、特にアジア各国からの旅行者数が飛躍的に増加しております。調査データによると、平成26年の日本全体の訪日外国人の数は1341万人、本年は9月の時点で累計1448万人と、既に前年の数を上回り過去最高を更新しており、福岡県内においても同様に福岡空港及び博多港からの外国人入国者については、昨年が約120万人、ことしは8月の時点で前年を上回り、これも過去最高を更新中となっております。本市のすぐ近くまで多数の訪日外国人が訪れているのですが、そうした状況の中で、本市に訪日外国人を呼び込むために何らかの対策はとっているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

質問議員が言われますとおり、訪日外国人の数は昨年来の円安の継続やビザの緩和などにより急増しております。九州におきましても、福岡空港及び博多港に出入国拠点といたしまして、アジアを中心とします多数の訪日外国人が九州各県を訪問いたしております。今朝のニュースでございますが、博多港での入国者数が数日中に100万人を超えるという報道がなされておりました。本市におきましても、そうした状況を踏まえまして、先ほども若干ご説明いたしましたが、本年10月から専門的ノウハウを持ちました事業者へ観光客等誘客事業を委託し、インバウンド事業を含めた国内外向けの旅行商品の企画と営業活動等の取り組みを実施いたしているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

今、旅行商品の企画と営業活動等の取り組みを実施していると答弁されましたが、今はまだ企画段階中なのか、それとも実施されているのかお答えください。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

既に10月から委託契約を結びまして、先ほど言いましたようなインバウンド事業につきましては、既に台湾等への観光業者への誘致活動等も行っていますし、年が明けましたら、韓国へ行きまして同じような動きもするようにいたしております。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

現在、まだ調査中ということで、実際それで呼び込んで外国人が来る状態ができ上がっているというわけではないということですか。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

質問議員言われるとおり、今そういうような誘客活動を行っている状態で、その結果として多くの外国人がこちらのほうに観光に来ているというところまではいっておりません。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

本市の特徴からすれば、観光施設や伝右衛門邸やオートレース場や、あるいは中心商店街にも外国人旅行者を呼び込んでほしいと思うのですが、そのためには、新たな飯塚のオリジナルの観光コースをつくる必要があると考えるのですが、具体的にあれば、よろしく願います。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

今質問議員が言われますように、飯塚市におきましては、伊藤伝右衛門邸や嘉徳劇場等がございますが、それに加えて、本年度、先ほど言いましたとおり、台湾や韓国をターゲットといたしまして、調査、企画を今しているところでございますが、現在目玉といたしましては、オートレース場の活用を含めて、新たな観光ルートの開発に努めているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

今調査をして、企画ができ上がって、だいたいどの時期を目処にそれがスタートできるのか、教えてください。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

先ほども申し上げましたように、短期間ではなかなか成果を出すことも難しいと考えていますので、できましたら継続的な事業の中で推し進めたいと考えておりますが、今レース場等とも、外国人の受け入れ態勢等、トーター等とも検討を重ねながら、今進めておりますので、できましたら、できるだけ早くそういうのが実現できるように努力してまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

山の向こう、博多、福岡のほうには、もう毎日毎日海外の方がお見えになっていますので、少しでも早く飯塚の地で外国人がふえて買い物をしてもらえるように、早急にやってもらえればと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

それでは商店街の空き店舗対策についてお伺いします。次に、本市の空き店舗対策について、中心市街地において、バスターミナルや健幸プラザがオープンし、商店街の活性化を図り、賑わいを取り戻すには絶好の機会ではないかと考えます。しかしながら、中心商店街の中にはまだまだ空き店舗が目立つ状況であり、その対策が必要と思われまます。

現在、中心商店街の空き店舗対策に対して、市はどのような支援を行っているか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

ご質問の中心商店街の空き店舗対策でございますが、直接的な支援といたしましては、本年度「まちづくり飯塚」が実施しております、中心市街地の中で新たに創業される方に対する店舗リノベーション費の補助、事業のプランニング、運営計画及び店舗選びのサポート、あるいは勉強会の開催などに対しまして、商業活性化支援事業費補助金を交付し、支援いたしております。

空き店舗への誘致につきましては、戦略的逸品店舗誘致事業として、消費者ニーズに即した集客力、特色及び魅力ある店舗の誘致を行い、店舗改装費及び家賃に対する補助を行っているところでございます。これまで28社に対して誘致活動を行っておりますが、本年8月には大手居酒屋チェーンのフランチャイズ店が、この制度を活用し、吉原町にオープンしたところでございます。誘致活動につきましては、今後とも積極的に行っていきたいと考えております。

また、平成24年度から設置いたしておりますタウンマネージャーにおきましては、これらの空き店舗対策のサポートを行っていただいております。店舗診断や国の補助金を活用したハード事業やイベント等のソフト事業の支援、商業活性化に向けたさまざまな企画立案などによる支援も行っているところでございます。

その他といたしまして、商店街の活性化対策として永昌会などの商店街での売り出しに係る事業についての補助金の交付、あるいは先ほど述べました商業活性化支援事業費補助金の交付により、商工会議所が実施します、街なか交流・健康ひろばでのメタボ予防教室など健康空間創出事業や、商店街連合会が実施いたしました本町コミュニティビル「アフレール」及び「健幸プラザ」のオープニングイベントの支援なども行っているところでございます。

また、間接的な支援といたしましては、商工会議所に補助金を交付いたしまして、商業者等への経営改善の指導なども行っているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

商店街の空き店舗対策として、市としてさまざまな政策を行ってもらっているのは理解し、感謝するところではあります。しかしながら、まだまだ工夫次第で空き店舗を解消し、商店街活性化につながる策はあるのではないかと考えます。先ほどまちづくり飯塚の創業支援に補助金を交付しているということでありましたが、新規事業者がいきなり店舗を借りて、本格的に商売を始めるのは、やはりハードルが高いのではないかと考えます。格安の条件で出店ができ、ノウハウを学び、経験を積むチャレンジショップ制度をもっと活用してはいかかかと考えます。また、

創業者を募るにしても、例えば、子供服を扱う店舗のみ募集とか、うどん屋のみ募集するなど同一種の店舗のみを集めるような取り組みをやってみるのは話題性及び集客力の面で有効であり、面白いのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

新規事業者が出店しやすい環境づくりということにつきましては、商店街関係者やタウンマネージャーとも意見交換をしながら、現在も取り組んでおるところでございますが、例えば、今、質問議員が言われますように、特色があるようなチャレンジショップの開店はどうかということでございますが、例えば、東京巢鴨の地藏通り商店街のような高齢者に特化したような商店街づくり、こういうことも検討の価値があると考えますので、今、質問議員がご提案の件につきましては、商店街やタウンマネージャーとも意見交換しながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

チャレンジショップと言っても、初めて起業する方が、店舗一つ借りるにはなかなか広すぎるというふうな、あれがありますので、先ほども申しましたが、同一店舗を、例えば1つの店舗の中に5店舗なり、7店舗なり入れるのを2つほど作って、まずその地域で、その場所で起業してもらって、1年間なりやれる自信をつけて、そしてその商店街もしくは空き店舗の中に誘致していくというふうな取り組みをやらせれば、初めての方も途中でやっつけられないと、やめるわけじゃなくて、やっぱり練習というわけじゃないですけど、慣れると言うか、やっつけられる自信を持たせるためにも、同じチャレンジショップをやるというあれでも、1つの店舗を全部まるまる貸すのではなく、その中で区分けして、やっつけいくという方法もありますので、どうかその辺も検討をよろしくお願いいたします。

次に、本町及び東町商店街のアーケードの維持補修費等の費用は、店主がそれぞれ負担することになっております。商店街での創業はもちろん、既存の店舗の経営にも大きく影響するところでありまして、そこで、アーケードの電気代を一部市で負担していただくなど、店主の負担軽減を検討してはどうかと考えます。商店街、アーケードの電灯は、近年補助金によりLED化され、まちのにぎわいづくりのほか、防犯としても大変役立っているものでありますが、アーケードの通りは市道認定もされており、空き店舗対策の一環として、ぜひ電気代の一部を市に負担して検討してもらいたいと思います。というのが、やはり商店街の中に起業しようと思っても家賃の別に、ほかに共益費等々がかなりかさむという分がありまして、それがネックで出られないという声もよく聞きますので、こういうふうな市のほうで、電気代の一部を検討してもらいたいと思いましたので、その辺どういうふうな感じになるか、お答えください。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

今、質問議員が言われましたとおり、本町及び東町商店街のアーケードの電灯につきましては、平成25年度に国の補助金を活用いたしましてLED化され、通りが明るくなっております。ただし、電気代を含みます維持管理費につきましては、基本的に商店街が負担することとなっております。空き店舗対策の一環として、店主の負担軽減を図るための電気代の一部を市が負担できないかというご質問でございますが、確かに、空き店舗対策という観点から見れば、十分検討する余地はあるとは思うのでございますが、財源等の関係もございまして、例えば、他地区の道路沿いの商店街におきまして、店舗入りの広告街路灯等もございまして、それらの整合性やその辺のところの調整等も発生しますので、関係各部署と協議検討が必要と考えて

いるところでございますので、よろしく申し上げます。

また、商店街の活性化につきましては、店主のやる気とそれを後押しする行政の支援が必要不可欠であると認識しておりますので、今後とも、商店街連合会や商工会議所をはじめ、関係団体と連携しながら、商店街の活性化をすすめてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

財源等の問題もあると思いますが、商店街の空き店舗への出店を進めるためにも、商店街アーケード電気代の一部負担について前向きに検討をお願いしたいと思います。また検討結果についてはできるだけ早期に報告していただければと、あわせてお願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

それでは、プレミアム商品券について、ご質問いたします。

プレミアム商品券について1点だけ、お伺いいたします。本市では平成21年度よりプレミアム商品券の販売が開始され、市内での消費の拡大と購買の促進により、地域経済の活性化に一定の効果があっているものと認識しています。しかしながら、さきの議会答弁でもあったように、商品券の使用状況を見ると、年々大型店舗での使用割合がふえ続け、平成26年度は6割を超えたという状況でありました。これでは、このプレミアム商品券の目的である地域経済の活性化という面で十分寄与できていないのではないかと考えます。そこで、プレミアム商品券について、一定割合について、大型店での使用制限をかけることについて検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。実際県内においても、商品券の大型店舗で使用について制限している自治体はあるようなので、本市でもこのプレミアム商品券の大型店での使用制限を取り入れる時期であると考えますが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

質問議員が言われますとおりでございます。県内で大型店舗でのプレミアム商品券の使用の制限をかけている自治体もふえてきております。また、本市におきまして大型店舗での使用割合が6割を超えましたことから、プレミアム商品券の一定割合の大型店舗での使用制限について、検討すべきだと考えているところでございます。平成28年度は、正式には決まっておられません。継続してプレミアム商品券を発行する際は、実施主体でございます商工会議所、商工会及び商店街連合会と使用制限の導入について協議検討をいたします。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

プレミアム商品券の発行が、地域経済の活性化により効果がより上がるよう、大型店舗での一定の使用制限の導入について検討いただくよう強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

それでは健幸プラザについて、ご質問いたします。本年10月1日に健幸プラザがオープンしました。まず健幸プラザの設置の目的と、開館後の利用状況についてどのような状況なのか、教えてください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

健幸プラザは、健幸都市いづかの拠点施設の1つとして、主に運動疎遠者をターゲットに運動習慣をつけていただくことで、健康寿命の延伸を目標に、各種教室のほか、トレーニング室での個別の指導を実施しております。また、この施設の特徴といたしまして、中心商店街内に位置し、中心市街地活性化事業として推進してきた経緯から、中心市街地のにぎわいづくりも大きな目的であるとの認識を持っております。

次に、利用状況でございますが、開館から2カ月ほどしか経っておりませんが、健幸プラザの10月の利用状況は、開館日数27日で、利用者総数2328人。そのうちトレーニング室利用者が1764人、1日平均66.33人で、年代別の利用状況では、60代が353人、70代が247人、50代が159人の順となっております。また、健康運動教室及び健康指導事業の利用者は461人となっております。また、11月の利用状況でございますが、開館日数26日で、利用者総数2307人。そのうちトレーニング室の利用者は1774人、1日平均68.23人、年代別の利用状況は、60代685人、70代396人、50代231人の順となっております。

また、健康運動教室及び健康指導事業の利用者は424人となっております。先日はついに1日のトレーニング室の利用者が100人を超えまして、106人となった状況でございます。これは当初トレーニング室の利用者を1日30人から40人と想定しておりましたが、それを大きく上回っております。これは市民の皆様への健康への関心が高いことが要因であると考えられます。今後もさらに利用者が伸びるものと予想しておりますけれども、一過性に終わらないような事業展開をしてまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

開館前は、駐車場もなく行きにくいことから、大金を使って建てたものの閑古鳥が鳴くのではないかと心配する声が聞かれましたが、しかし、こうやって健幸プラザに多くの利用者が来場されているところを見ると、健康をキーワードにした中活事業は市民の要望にあったものであったのだと改めて認識したところであります。こうした取り組みで、健幸都市が進歩し、市民の皆さんが健康になることは、飯塚市の元気につながることであります。今後もさらに多くの市民の皆さんが集まり、それによって健康な市民がふえるよう頑張りたいと思います。

さて、健幸プラザの1つの目的である健康づくりはまずまずのスタートを切ったとして、もう1つの目標であるにぎわいづくりについて伺います。駐車場がない健幸プラザへ多くの利用者が通われるのですが、商店街の流入人口と停留時間の増加に伴い、消費行動への好影響を期待しているところですが、健幸プラザの今後の取り組みについて、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

健幸プラザの1日の利用者数は単純平均ですと10月86.2人、11月88.7人となっております。市といたしましても、この多くの市民の方が消費行動を起こされるということで、商店街への経済効果につなげたいと期待をしているところでございます。効果が上がるよう、商店街連合会や市の経済部等々とも連携を密にしていまいりたいというふう考えているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

ぜひお願いいたします。これだけの集客ができる施設は商店街にはありません。この分なら今後さらに集客が望めるのではないかと思います。さらに集客するために、例えば利用時間が19時までとなくなっていますので、街なかの方や、他の近くの職員の方が使いやすいように時間を延長していただき、20時ごろまで開館していれば、もっと使いやすいとの声をよく聞きますので、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

現在の開館時間は、昨年実施いたしました利用意向アンケートの結果と、商店街の現在の午後6時ごろの閉店時間というものを考慮いたしまして、健幸プラザの閉館時間を午後7時といたしているところでございます。また隣接する施設専用駐車場がありませんので、夜間の市営駐車場までの安全確保の観点や、5時以降の利用者が極めて少ないという状況から、現在のところ閉館時間の延長は考えておりませんが、今後健幸プラザの近隣の店舗が少し遅くまで営業されるなど、さらなるにぎわいづくりに効果があると考えられる場合には、健幸プラザの時間延長等も考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

せっかくの好機ですので、商店街としても営業時間の延長といった取り組みを期待したいと思います。

では次に、商店街との連携について、現在どのような状況なのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

健幸プラザのオープンに当たりましては、先ほど質問議員言われましたように、集客に大きな危機感を抱いておりました。そのため、プレオープンや新聞各社への取材依頼を頻繁にお願いいたしまして、施設PRに努めてまいりました。その一環といたしまして、商店街連合会との連携によりますオープンセール、オープニングイベントを行うとともに、施設前の広場の積極的な活用策について協議を行ってまいり、今後も、にぎわいづくりの場として利用してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

商店街のアーケードは、雨天時でも本町商店街から東町商店街をウォーキングすることができる機能があると思います。というのが、今はやはり夜、市民の皆さんが外を歩いてウォーキングしてあるところをよく見ますが、やっぱり雨の日になると、どうしてもなかなか外を歩けませんので、そんな時に健幸プラザもでき、そしてそれを中心として、本町商店街から東町商店街の距離は、結構な距離がありますので、そこがまたウォーキングの、雨の日でもウォーキングができるというふうな形になればと考えます。そういうふうな感じで、商店街におけるウォーキングへの取り組みについてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

ウォーキングの仕掛けづくり、ウォーキングを楽しめる環境づくりといたしまして、距離表示やカロリー表示について、商店街連合会とご相談を申し上げているところでございます。また、アフレールビルの広場には中心市街地ウォーキングコースやウォーキングを推奨する案内看板を設置するとともに、健幸プラザのシャワー室や更衣室は、施設利用者のみならず、ウォーキングの愛好者にもご利用いただけるようにしておるところでございます。さらに本市の健康教育事業におけるウォーキング教室は、10月から12月にかけて5回開催を予定しております。今回は22名の申し込みを賜っているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

15番 福永隆一議員。

○15番（福永隆一）

健幸プラザは、市の皆さんの頑張りにより好スタートを切ったところです。しかし、健幸都市の実現にはやっとスタートしたばかりで、これからもしっかりと事業展開をお願いしたいところがあります。そしてそれが、商店街の活性化、中心市街地の活性化につながることも大いに期待しているところであります。

飯塚市では、これまでも中心市街地、商店街の活性化を目指して、いろいろな施策を実施してこられました。しかし、その結果が思うように出ていないことも明らかです。今回健康をキーワードにした活性化策が好スタートを切り、これを商店街みずからがチャンスと捉え、みずからの手でチャンスを手にすることを期待しています。市としてもそのために必要な十分な支援をお願いいたします。

健幸プラザについては、これから多くの市民の皆さんにご利用いただき、より一層商店街に、ご来場いただけるよう、事業展開を要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時55分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。

4番 勝田靖議員に発言を許します。4番 勝田靖議員。

○4番（勝田 靖）

それでは、通告に従い一般質問をいたします。まず最初に、本年7月には岩手県矢巾町の中学2年男子生徒が、また10月には名古屋市の中学1年男子生徒がいじめを苦しんで自殺を図るという、痛ましい事案が連続して発生したことは記憶に新しいと思います。しかも岩手県の中学男子生徒は、毎日の生活記録ノートに痛々しい心情を綴り続け、発信していたと言います。また、名古屋市の中学男子生徒においても同じ卓球部の同級生に「もうだめかもしれない。」と言い、アンケートの結果からも20人もの生徒が、悪口や仲間はずれのいじめを直接見たといったことなども判明しております。この一連のいじめを苦しめた自殺を受け、市教委としても文部科学省や県教育委員会の指導のもとでアンケートの再調査を行ったと思いますが、その内容と結果についてお答えください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

本年7月に、岩手県矢巾町で中学2年生がいじめによる自殺をする痛ましい事案が発生いたし

ましたが、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校が人間関係上のトラブルと捉え、しかもそのトラブルは解決済みと判断し、結局いじめと捉えておりませんでした。全国的にも、この事案と同様いじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案があるのではないかと、このような懸念から平成26年度の児童生徒の問題行動調査から、いじめの状況等に係る調査のみ、昨年度のアンケート調査や個別面接の結果などを再精査し、認知漏れの絶無を期して、この8月に再調査がなされました。

飯塚市の各小中学校におきましても、昨年度のアンケートの結果や教育相談、いじめ防止委員会などの記録を再精査しております。その結果、小学校においては、6件だったいじめの認知件数が48件に、中学校においては17件だった認知件数が21件と新たに46件のいじめが認知をされております。新たに認知されたいじめの多くは、冷やかしからかいによるものでございました。この冷やかしからかいを人間関係のトラブルとして捉えていた面があったということで、今後教職員のいじめに対する認識や、いじめの初期段階を感じ取る感性をより高めていく必要があるというふうに感じております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

再調査の結果、いじめの認知件数がふえた原因として、冷やかしからかいによるものが多かったということでしたが、いじめは見えていなくても、必ず起きているという発想の転換を大切に、些細に見えがちなことでも、複数の相手から繰り返されれば、自殺を考えるほど追い詰められるということだと思えます。

そこで、いじめ問題に関しては、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年9月に施行されたと思えますが、その内容についてお答えください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

いじめ防止対策推進法は、平成25年6月に制定され、「総則」、「いじめ防止基本方針等」、「基本的施策」や「いじめ防止等に関する措置」及び「重大事態への対処」などの全6章により構成をされておまして、国が実施する施策、地方公共団体が実施すべき施策、学校が実施すべき施策、重大事態への対処等について定められておるものでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

では次に、このいじめ防止対策推進法が施行されてから、2年が経過するわけですが、これはもともと何を決めた法律なのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

滋賀県大津市の自殺事案等の問題を受けまして、平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言におきまして、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要であることが述べられております。それを受け、成立したいじめ防止対策推進法には、社会総がかりでいじめに対峙していくための学校や学校の設置者、国のとるべき対応についての基本方針が取り決められております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

私も今、答弁されたと同じように、この法律はいじめを定義し、いじめ防止に向けた国や自治体、学校などの責務を明確化した法律ではないかと考えています。従って、飯塚市教育委員会がこの法案の第2条に示されています、いじめの定義をしっかりと分析され、なおかつ各学校に対しての徹底した指導を行う必要があると考えています。

そこで市教委として、この法案の中で一番力を入れて取り組んできたこと、もしくは取り組まねばならないことはどんなことだと考え、指導を行っているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

いじめ防止対策推進法では、地方公共団体にいじめの防止等のための対策に関する基本的な指針、この策定についての努力義務があることが定められておりますが、飯塚市ではそれを受けて、平成26年11月に「飯塚市いじめ防止基本方針」、これを策定いたしております。各小中学校におきましても、同様に「学校いじめ防止基本方針」が作成されております。また、同じく同法では、「地方公共団体は関係機関との連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる」とされておりますが、飯塚市におきましては、既にそれに係る協議会を設置しており、定期的にいじめに係る現状の把握や、今後の対応策や方針について協議をしているところでございます。

さらに飯塚市では、全小中学校の生徒指導担当教員対象の研修会、これを定期的を実施しており、その中で、各学校で行ういじめの未然防止、早期発見に係る取り組み等について研修を深めております。今後も、これら研修等の充実に努め、いじめ防止について真摯に取り組みを進めていかなければならないと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

今の答弁をお聞きしますと、飯塚市教育委員会が力を入れて取り組んできたのは、第13条の学校いじめ防止基本方針及び第14条のいじめ問題対策連絡協議会を重視して取り組んできたと理解してよろしいでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

そのとおりでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

わかりました。この2点に関しては私も同感なのですが、そこで先ほど、教育部長が答弁の中に、飯塚市においては教育関係機関の関係者で構成される「いじめ問題対策連絡協議会」なる組織を設置し、定期的にいじめに係る現状把握や今後の対策、方針について協議しているとのことでしたが、この協議会のメンバー及び内容、回数はどうなっていますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

委員の構成についてのご質問でございますが、委員といたしましては、飯塚市立小中学校の校長、同じく小中学校養護教諭の代表者、小中学校生徒指導担当者の代表者、小中学校PTA連合会の代表者、主任児童委員、飯塚市青少年健全育成連絡協議会の代表者、法務局職員、飯塚警察署職員、学識経験者、その他教育委員会が特に必要と認める者というふうな構成でございます。

開催回数のご質問でございますが、年2回開催をしておるところでございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

では次に、この法案で最も大切に取り組みねばならない3点目が、私はいじめの定義があると思うんですね。そこで今回の法案で示されていますいじめの定義の内容はどうなっていますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

法律に定義をされております「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と記されております。これによりまして、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であることが示されております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

それでは、平成18年に変更されました法案成立の前ですね、文部科学省のいじめの定義があるんですが、それについてはどういう内容で記されているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

いじめ防止対策推進法が策定される以前のいじめの定義は、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と示されておりました。この以前の定義で示されている「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。」と注釈がつけられておりました。

今回、議員立法として法制化されるに当たり、「一定の人間関係のある者」は「一定の人的関係のある他の児童等」とされ、曖昧であった、以前の表現から、この法律でのいじめの被害者及び加害者の対象となる者は、学校に在籍する児童生徒であることが改めて定義づけられました。法制化される以前の定義でも、対象は学校に在籍する児童生徒であったのですが、今回の法制化でそれが明確になったと言えます。しかしながら、平成18年に筑前町で起きたいじめによる自殺事案のように、元担任教師の生徒たちに対する不適切な言動がいじめを引き起こすきっかけになるなど、児童生徒以外の者がいじめに加担するような事例もございます。このことから、教職員はいじめに対しての認識を一層深め、間違っても、いじめを助長したり見過ごすことのないよう、努めていく必要があると考えます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

恐らく、今の部長の答弁はいじめの定義で、推進法の定義と、それから文科省の定義との違いを言われたのだと思いますが、私はそういう考えではなくて、これは明らかにいじめ事案の認識とかですね、対策の範囲の捉え方が大きく異なっているのが1つのこの違いがあると思います。しかもこのいじめ防止対策推進法の中では、一定の人間関係のある者というので、語尾に児童生

徒というのが付いているんですね。だから、いじめの定義の中で、加害者側を、要するに児童生徒に限定しているところが、今回のいじめ防止対策推進法の中身でいう、いじめの定義だと思うのです。しかし、文科省の定めているのは、これは教員等も含まれるような形で、僕は考えているのですよね。ですから、いじめ自体を多角的に捉えますと、いじめは児童生徒だけが加害者になるとは限らないと思います。決してあってはならないことなのですが、教師による児童生徒へのいじめ行為、またはいじめへの加担、助長による事案は現実に各地で起こっているんですね。飯塚市が平成18年に、合併した年の10月に、本件の筑前町立三輪中学校の中学2年男子生徒が、学年主任の担任教諭に打ち明けた教育相談内容を学級の同級生に漏らしたことがきっかけとなり、その生徒は同じ同級生から不本意なあだ名を付けられ、その後、学級内にとどまらず、学年全体に冷やかされるいじめが複雑化していき、最終的にみずからの命を絶つ自殺に至った事案が発生しています。その後も調査の結果から、この担任は授業の中でも成績のよい子には「とよのか」、普通の子は「あまおう」、悪い子には「ジャム」などと、いちごの品種などの名で生徒を呼んで授業を行っていたというような報道もなされているわけです。

大部分の教員は、十分な見識と常識を備え、子どもたちに愛情を持って教壇に立ち、教科指導や生徒指導に専念していることは十分承知しております。ごく一部の問題のある教師や心ない言動をする教師がごくわずかであることも承知しております。しかし、ごくわずかな教師がたった1人の子どもでも傷つけるようなことがあっては、私は絶対にあってはならないと思うわけです。子どもにとって信頼すべき教師から浴びせられる暴言や侮辱的な言葉等は耐えがたい苦痛そのものだと思います。しかも、それが級友の前で公然と言われたときの心の傷は一生癒せないのかもしれないかもしれません。従って、教師によるいじめ行為やいじめへの加担、助長は非道な行為であるとともに、虐待と捉えてもいいのではといった意見もごさいます。教師によるいじめ行為は、故意、過失を問わず絶対にあってはならないのだという強い意識を待って、今後ともいじめの定義について、もう一度再考して指導に当たるべきだと思うのですが、教育長いかがなものでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

今いじめについて、いじめの定義として、これまで起きてきた事件や、その概要、子どもたちの心情に至るまでのお話をいただきました。私も暴力行為や恐喝等の、いわゆる極めて犯罪と言えるようないじめはもちろんのこと、悪口や仲間はずし、無視というようないじめであっても、命に関わる案件になりうるものなので、決してあってはならないと思います。

今、ご指摘のその間違いを正す側の教師による子どもたちへの誹謗中傷や心を傷つけるような行為は、これは不適切な言動を通り越した、いわゆる悪質な行為だと私も認識をしておりますので、今後そういうことがこの飯塚市で一切ないよう、こだわって指導もしたいと思っておりますし、今、この場で明らかにしていただきましたようないじめに対する認識を学校のみならず、保護者の皆さんにもぜひしっかり認識をしていただく中で、家庭でもみずからが、そして子育てに正しい認識を持って当たっていただくように啓発を進めていきたいと思っております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ほんとにありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、文部科学省でも、いじめの定義を一度変更し、国も法律を制定しました。しかし、いじめを受けて自殺者が後を絶たないということは、教職員がいじめに気づけなかつたこと、気づいても学校全体で対応しなかつた結果、大切な尊い命を死に至らしめたということになったのだと思ひます。

そこで、いじめ防止対策推進法を受けて、飯塚市教育委員会として学校の役割について、どん

なふうにお考えでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

いじめ防止対策推進法では学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針である「学校いじめ防止基本方針」を策定することが義務づけられており、学校はこの基本方針に基づき、体系的、計画的にいじめの未然防止、いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合の対応に備えることが必要でございます。また、いじめの問題への対策のための組織を学校に設置することも義務づけられており、学校のリーダーシップのもと、この組織が司令塔となって学校基本方針で定められたことを実行に移してまいります。いじめの疑いに関する情報があれば、この組織に集約し、集まった情報をもとに、いじめの問題に組織的に対応することが求められております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

いじめ問題に関しては学校が果たす役割というのは、たくさんあると思うわけですが、私としては3つのことをお願いしたいなと思っています。

1つ目は、学校だけの取り組みに終わることなく、保護者、地域住民、児童相談所など、教育関係機関と連携していじめ防止と早期発見に取り組むこと。これは、先ほど部長の答弁にありました、いじめに対して、組織的に対応する組織体制づくりと一致すると思います。

2つ目が、各学校にはいじめ防止基本方針が定められていると思いますが、いじめが疑われる場合は、このいじめ防止組織で、情報収集や具体的な対応策が講じられるような組織運営に努めさせ、必ず教育委員会に報告することを日常化するようにしてほしいと思います。

3つ目が、被害者が自殺を考えるような心身に重大な被害が及びそうな場合や、いじめが原因で不登校になっている場合などを重大事態とし、学校と教育委員会で連携した調査組織を構築し、事実関係を明らかにし、必要な情報は保護者らに提供することがあると思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、最後の質問に入ります。先ほどは学校が果たす役割的なことを質問いたしましたが、いじめ防止を推進するに当たって、学校の教職員にはどんな役割や義務があると思いますか。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

学校が組織的に学校いじめ防止基本方針で、定められた取り組みを実行するためには、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に一人ひとりの教職員がそれぞれの役割に応じた対応をすることが求められております。例えば、いじめを未然に防止するために日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れる。また、道徳の時間や特別活動の時間を通していじめを許さない資質や態度を育てるなど、すべての子どもに対して、継続的な取り組みが必要でございます。また、いじめの早期発見のために、日常の児童生徒の言葉に注意深く耳を傾けることや、悪ふざけのようにも見えるいじめの兆候にアンテナを高く持つことも、教職員の役割として重要なものだと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで、平成7年に、日本弁護士連合会がいじめ防止を推進するに当たって、学校の教職員に求められる法的義務を記した報告書というのがあるんですね。これぜひ参考にさせていただいたら

と思います。その報告書によりますと、学校の教職員には子どもたちの安全を確保する6つの義務があると定義しています。1つは、児童生徒の安全を確保する一般的注意義務。2つ目が、いじめの本質や特徴を理解する義務。3つ目が、児童生徒の動静把握義務。4つ目が、いじめの全容解明義務。5つ目が、いじめ根絶に向けての措置義務。この措置義務というのは、教職員による、あるいは学校による指導、説諭、出席停止とか、そういったものだと思います。それから最後に、いじめ防止に向けての保護者との協議・連携義務。こういった6つの義務がそっくり学校の教職員に求められる役割なり義務じゃないかなと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

いじめに関して、るる質問をさせていただきましたが、何といたってもこの飯塚市内の小中学校からいじめを苦しむ自殺者が出るといった事案が起きないことが一番だと思います。年度末、学期末になりますと、どうしても学業あるいは進路問題等を含め、人間関係の不成立などから、悩み等を抱え込む児童生徒が増加してきます。それには、相談体制の整備・充実をしっかりと行い、飯塚市教育委員会がしっかりリーダーシップを発揮し、定期的な学校訪問とは別に不定期的な学校訪問を日常化して実施し、各学校に対して今後とも適切な指導を行ってほしいことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、障がい児の支援について、本年3月に飯塚市が発行しました、「子ども・子育て支援事業計画」というのがあると思いますが、この中に障がい児などの支援事業No.50で、事業内容と今後の方針が次のように書かれてあります。「障がい者ガイドブックや障がい児ガイドブックを関係窓口等で配布し、情報提供を行っています。支援を必要とする人に必要な情報が確実に届けられるよう、さまざまな機会を通じて相談窓口や各種サービスの周知に努めます。」といった文言がありますが、その障がい児ガイドブックというのが、飯塚市が平成26年に発行しました、このスペシャルサポートガイドブックのことと捉えていいのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご質問のとおりであります。このガイドブックは、障がいのある子どもへの支援の内容がわかりづらいという保護者の方の一言がきっかけとなり、障がい児に対する国、県、飯塚市の支援制度を中心に関係行政機関や当事者、家族の会などの情報等を取りまとめた、支援をする冊子と捉えていただきたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

このガイドブックを関係窓口等で配布とありますが、社会・障がい者福祉課以外では、こういったところでどのような配布をしているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

ご質問の、社会・障がい者福祉課以外ですが、本庁の総合窓口、子育て支援課、支所の市民窓口課はもとより、市内の各保育所、こども園、子育て支援センター、保健センター、小中学校、各地区公民館などに配布を行って相談窓口案内等を行っております。また本市と嘉麻市、桂川町と共同で業務委託を行っております、2市1町の飯塚圏域の5カ所の障がい者生活支援センター、サン・アビリティーズいづか、市内の総合福祉センター、市内の障がい児通所施設や

病院、県立特別支援学校、関係団体等にも冊子の配布を行いながら、関係者へのご案内をしているところがございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

このスペシャルサポートガイドブックは、私はほんとはよくまとめられ、整理してあるので、多くの保護者等に喜んでいただける内容になっているのではないかと考えています。

次に、この冊子の冒頭部分に、このガイドブックに対するご意見等がありましたら、市役所社会・障がい者福祉課までご連絡くださいというようなことが書かれてあるわけですが、この冊子を配布されてから今日までに、課のほうを含め、関係窓口等に意見や相談ごとがどのくらい寄せられたのか、また、配布後の影響、反響と言いますか、そういったものがどんなものであったのかお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

冊子配布後による効果、影響等についてであります。詳しくは把握できておりません。このガイドブックができて、子育てについての不安が少し解消されたとか、一人で悩む必要がなくなったという声も聞いておりますが、実数的なものは把握しておりませんが、行政の施策としての相談事業の充実につながっているものと考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、同じ子ども・子育て支援事業計画の中に、No. 53の事業内容と今後の方針の中で、「子どもの障がいの早期発見につなげるとともに、相談を通じて障がいのある子どもに必要な支援に結びつけられるよう、関係機関との連携強化を図る」と書いてあるわけですが、そこで直営の施設ではないとお伺いしていますが、飯塚市口原に、平成23年4月にこども発達支援センター・ミーティアスというのが開設されたと思うわけですが、その施設に対して、県や飯塚市からの補助金等は出されているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

こども発達支援センターの運営法人であります特定非営利活動法人ピーススに対しましては、社会障がい者生活支援センター運営事業委託として、ピーススの中で運営してありますフォスクの運営業務にかかる委託料を出しております。このほかに、福岡県が指定する障がい児通所支援サービス事業所等が併設されておりますが、これは事業者が運営しておりますので、特に市や県からの補助金はありません。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

わかりました。そこでこども発達支援センターに対して県や市から補助金はないということですが、その業務の中に、相談窓口であるフォスクに対しては委託料を支払っているということでしたが、その運営業務に関して若干お尋ねをします。

実は、発達障がいに関する相談なのですが、発達障がいは、それ自体に大きな困難はあるのですが、そのこと以上に、不登校や虐待などの2次障がいを引き起こす可能性が大だとも言われています。なかなか言うことを聞いてくれない子どもについて手が出さなかったり、虐待の原因をよ

く調べてみると、実はお子さんが、発達障がいであったという話をよく耳にすることがあります。つまり、発達障がいの子どもを抱える親は意思疎通をしにくい我が子に対してどう接しているのか、誰に相談すればいいのか、そもそも、その症状が単なる性格なのか、それとも障がいによるものかなど、さまざまな困り感や悩み感、あるいは不安感が半端ではないと思うわけです。そこで、実はこの施設に通所された保護者の方から耳を疑うような相談を受けました。その相談内容というのが、その施設に通所するようになってから間もなく、そこで発達障がいの検査をされたそうなのですが、その後、何カ月経ってもその検査結果を知らせてくれないので、保護者のほうが結果等を教えてくださいと何度も催促したそうです。いろんな理由があったのですが放置され続け、1年以上が経過し、最終的に1年3カ月後にその施設を退所し、通園するのを辞められたという相談事があったのです。これと同じような相談が実は3件ございました。そこで、実際にそこに出向いて、事実確認したんです。それが実際にそのとおりだったんです。ですから、このように障がい児通所支援サービス事業所等で、検査等の報告を1年以上も放置されたという保護者の事案が起こったことに対して、どのように受け止められていますか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

まことに申しわけございませんが、ご質問のような事案があったことは把握しておりませんでした。現在の障がい福祉サービスの制度におきましては、利用者が事業者と契約を結んでサービスをする形になっておりますので、利用者とサービス事業者との間で何らかの行き違いなどのトラブルが発生した場合は、基本的には両者の話し合いで解決していただくことにしておりますが、事業者側の対応や、運営が不適切と考える場合におきましては、本市としましても、障害者総合支援法や児童福祉法の規定に基づく事業者からの聴取、立ち入りによる検査などの権限を行使することによって、利用者側に不利益が生じないような措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

したがって、市民の方がこういった基本的なことで、別の悩みを抱えさせるようなことが、私はあってはならないと思います。今回の事案についても、私は何らかの事業者側の対応や、運営が不備であったことから、起きていると言わざるを得ません。ただ、私が訪問して感じたことなのですが、この施設の代表者の方は実践もあり、名前もお伺いしたことは何度もあります。ただ、実際に出向いてお話をお伺いしますと、ほとんどこの施設には在勤しておらず、週に1回程度、来るか来ないかといった勤務状況だということでした。

発達障がいを抱える保護者がやっとの思いでたどり着いた支援と言いますか、希望の施設が、今回のような基本的な過ちを繰り返すようなことが、子どもだけでなく保護者の方も何を、どこを信じて相談していけばいいのかわからなくなってしまうのです。恐らくこの3名の保護者の方が、その後、学校教育課もしくは社会・障がい者福祉課の何らかの相談窓口を利用し、次なる支援を求められたという事実はありません。もし、これが実態であるとするならば、何らかの策を講じる必要があると、僕は思います。したがって、今回のような事案が発生した時に、保護者が果たして次はどこの窓口に出向き、相談したらよいのかということが緊急課題になると思うわけです。

そこで、今回のような3人の保護者と同じような問題が発生した場合に、その後どのような相談窓口で受けとめてもらえるのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

相談窓口についてであります。サービス利用のことでお困りのことがあれば、行政の市の窓口として、社会・障がい者福祉課に、まずはご相談いただければというふうに存じます。また、現在はサービスを利用するに当たりますは、障がい児・者の方が、障がい区分等の認定を受けます時に、サービスの利用プランをつくるわけですが、そのサービス利用等計画書を作成する計画相談支援事業者が、支援に関わっておりますので、その事業所の担当者の方を通じてご相談をいただくこともできます。このようにして寄せられました苦情や相談につきましては、内容に応じまして、本市として利用者への助言や事業所への確認などの動きをとらせていただきたいというふうに考えます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで、次に飯塚市内にはですね、このミーティアス以外にも児童発達支援等ができる事業と言いますか、施設が多数存在していると思いますが、それぞれの事業所や施設に対して、飯塚市としてどのような連携、もしくは支援をされているのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（金子慎輔）

本市では相談支援業務を委託しております、先ほどの2市1町の圏域の、5つの障がい者生活支援センターの相談支援専門員と毎月定例会で意見交換の場を設けており、相談支援専門員が日々の相談支援業務を通じて感じている地域の障がい児支援環境の問題点等について、情報を共有するとともに、改善に向けた検討を行いながら、相談支援業務の質の向上を図っているところであります。また、福岡県が指定する障がい児通所支援サービス事業につきましては、近年増加傾向にありますが、提供するサービスの質の向上が図られるよう、本市といたしましても、厚労省が示すサービス提供に係るガイドライン等に関しまして、情報提供をしていきたいと考えております。今後とも、このような関係者間の連携、支援を進めることによって適切な障がい児、またはその保護者の方の支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ありがとうございます。ぜひ連携強化に努めていただきたいと思います。平成27年3月に飯塚市で発行しました、先ほどの子ども・子育て支援事業計画ですが、この中にも、5つの課が、それぞれ関係各課との連携に努めますといった文言が多く記載してあります。障がい児や保護者への支援強化、あるいは障がいを抱えている保護者の教育相談には丁寧な取り扱いをするとともに、アフターケアがしっかり行えるような相談業務を展開していただくことが大切だと思います。また、健康・スポーツ課、学校教育課、子育て支援課、こども育成課、社会・障がい者福祉課が連携強化を図り、定期的な情報交換等を含め各種相談業務が展開していくように、せめて年に1、2回の合同による協議会なる会合が必要ではないかと考えます。ぜひ前向きに実施の方向に向けて取り組みを進めていただきますようお願いして、この質問は終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、球技場施設の照明器具設置について、質問したいと思います。

飯塚市には社会体育施設としてのたくさんの施設があると思いますが、その中で、有料で貸し出しを行っている屋外球技施設の数をお尋ねします。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

現在飯塚市には屋外の社会体育施設として、有料で貸し付けを行っている施設が、野球場、テニスコート、グラウンド、運動広場等、合計で16施設ございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、野球場とテニスコートを除く平成26年度中の利用施設及び件数をお答えください。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

まず市民公園運動広場でございます。652件の利用がございます。内訳といたしまして、ソフトボール264件、サッカー337件、グラウンドゴルフ35件、その他ニュースポーツ、遠足等で合計16件でございます。それから旧陸上競技場の、現在は健幸スポーツ広場と呼んでおりますが、100件の利用がございまして、内訳は、サッカー87件、陸上6件、その他、運動会、遠足等での利用が7件でございます。健康の森公園多目的広場は58件の利用がございまして、内訳といたしまして、サッカー53件、ドッジボールが1件、その他、遠足等での利用が4件でございます。穂波グラウンドは合計700件の利用がございまして、内訳は、ソフトボール119件、サッカー261件、グラウンドゴルフ211件、ラグビー6件、野球63件、アメリカンフットボール27件、陸上8件、その他ニュースポーツ等での利用が5件でございます。筑穂グラウンドは255件の利用がございまして、内訳は野球178件、ソフトボール36件、グラウンドゴルフ41件でございます。筑穂多目的グラウンドは112件の利用がございまして、内訳は、野球32件、ソフトボール70件、グラウンドゴルフ10件でございます。穎田グラウンドは522件の利用がございまして、内訳は、野球333件、ソフトボール82件、グラウンドゴルフ90件、その他子ども会等での利用が17件でございます。庄内グラウンドは549件の利用がございまして、内訳は、野球が320件、ソフトボール58件、グラウンドゴルフ171件でございます。庄内工場団地グラウンドは297件の利用がございました。内訳は、野球が28件、ソフトボールが85件、サッカー178件、キックベースボール6件でございます。それから筑穂野球場は合計180件。穂波野球場は365件。穎田野球場は307件。庄内野球場は422件。市民公園テニスコートは58件。穂波テニスコートは865件。穎田テニスコートは136件という状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

それでは今お答えいただきましたグラウンド、運動広場についてお尋ねします。それらの施設で現在照明灯が設置されていない施設はありますか。あるとすれば、どこの施設でしょうか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

グラウンドと運動広場は合計で9施設ございます。そのうち照明灯が設置されていない施設は、健康の森公園多目的広場、市民公園健幸スポーツ広場、筑穂多目的グラウンド、庄内グラウンド、庄内工場団地グラウンドの5施設で、残りの市民公園運動広場、穂波グラウンド、筑穂グラウンド、穎田グラウンドの4施設は照明灯が設置されてございます。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

確認させていただきますが、庄内地区を除く各地区のグラウンド、運動広場には照明器具が設置されており、庄内地区2カ所のグラウンドには照明器具が設置されていないということで間違いありませんか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

間違いございません。庄内地区のグラウンドには照明灯の施設はございません。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

では過去に照明器具灯の設置に関して、スポーツ団体等からの要望等はございませんでしたか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

照明施設があると便利であるという声は、お寄せいただいておりますが、要望書としての提出は現在までございません。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

平成26年度の利用状況では庄内グラウンドが549件、庄内工場団地グラウンドが297件の利用があつていようのですが、庄内地区だけ照明灯の設置がなされていないということはいかがなものでしょうか。特に庄内工場団地のグラウンドについては地理的利便性が良く、サッカー等の試合が頻繁に行われていると聞いております。暗くなれば、車のライト等を点灯させ、照明代わりに利用している実態も見聞きしております。それが、照明器具を設置することにより、サッカーだけでなく、ラグビー等の試合や練習が夕暮れ以降も可能となり、利用者増にもつながると思います。また、それらを受け入れる余裕が庄内工場団地グラウンドにはあると思いますが、今後庄内工場団地グラウンドに照明器具を設置する予定、考えはございませんか。

○副議長（松延隆俊）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（田中 淳）

質問議員が言われますとおり、現在夕暮れ以降の利用はできないという状況でございます。照明灯を設置することによりまして、夕暮れ以降の利用が可能になり、スポーツ団体等の利用増が考えられるところでございます。しかし、今後、公共施設総合管理計画の中で、個別の公共施設の計画を検討していくこととしております。ですので、その中で庄内工場団地グラウンドのあり方についても十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで、飯塚市が確かに現在厳しい財政状況にあり、公共施設の統廃合等が進められることは理解しております。しかし、健康都市いづくか、健康寿命の延伸を考えたとき、スポーツや運動は健康を維持するための根幹だと考えています。

グラウンド等の統合整理を考えているようでおられますが、庄内地区だけ照明器具設置のグラウンドが無いことや、地理的利便性を考えれば、照明灯を設置する最適なグラウンドだと私は思います。ぜひ設置に向けた検討をお願いしたいと思います。また、あわせて、健康の森多目的広

場につきましても、照明器具がつくことで、利用の幅が広がり、市民の健康づくりに効果があると思いますので、この2カ所の設置について強く要望して、今回の質問を終わりたいと思います。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

23番 古本俊克議員に発言を許します。23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

皆さんこんにちは。本日6人目の質問者でございます。長い時間になっておりまして、お疲れの中、大変恐縮ではありますが、いましばらくご辛抱いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、通告のとおり公共工事における品質の確保について質問をさせていただきます。公共工事における品質の確保などを実現するための体制づくりについてですが、公共工事により整備される社会資本、本市の現状では小中一貫校や庁舎などですが、これらは数十年以上の長い期間にわたって、市民の生活、教育、防災、経済及び社会活動を支える重要な公共資産であり、性能や耐久性に優れた良質なものが供給されなければなりません。また、建設工事における安全性の確保に対する市民の要望も高く、工事目的物だけでなく、その施工方法もあわせた工事品質の確保・向上が重要な課題となっておるところであります。そこで、今回はこの課題を解決するための体制づくりについて執行部がどのような考えを持って臨んでいるのか、現状の課題を検証して今後是正の必要があるのではないかという観点から質問をいたします。

まず、昨今生じている問題についてお尋ねいたします。さきの議会で議案として上程され議決を受けた飯塚市新庁舎建設工事の変更契約についてですが、この概要を再度ご案内ください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

変更概要について簡単にご説明をいたします。事前に実施しました地質調査では判断できなかった掘削の難しい亀裂の度合いが異なる岩盤が現われ、予定の深さまで掘り下げることができない地点が半数以上を占めました。このため、周辺への騒音・振動、工期への影響などを考慮し、掘削工法、先行掘削、MC-ホットロック削孔、全周回転機オールケーシングや杭の切断などを行う変更を行いました。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

予測できない岩盤の出現により、杭打ち工事に変更が生じたとのことですが、我々議会も工事続行のためにはやむなしとして、この議案を可決しました。審議の過程では厳しい指摘等がいろいろあっておりました。そこでお尋ねしますが、地質調査や設計については外部コンサルに委託されておりますが、市はどの程度関与されているのでしょうか。また、当然コンサルとは協議しながら協同で事業を進捗させていくものと理解しておりますが、その過程において市の職員が、このような事態を予測できなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今回の新庁舎建設における地質調査については、設計コンサルと市の職員にて調査途中経過の確認を行い、地質調査コンサル及び建築課職員で協議を行いながら進めてまいりました。次に、設計につきましては、設計コンサルから市への設計内容の説明を受け、建築課職員により設計内容の確認を行い、設計の修正や変更などを協議しながら業務を進めてまいりました。今回の杭における変更につきましては、設計コンサルの説明により建築課職員も機械の掘削能力表での確認を行いまして、設計で選定した機械で掘れるとの判断をいたしましたので、最終的にはこのような事態になり、予測することができませんでした。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

予測は不可能とのことですが、厳しい表現にはなりますが、外部委託をしているから、そこは全て任せているということではありませんよね。また、合わせてお尋ねしますが、この業務を担当する市の職員は、このような大型建設工事に精通している職員があたりれたのか、それなりの資格を有する職員であったのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

工事監理につきましては、全てをお任せということではございません。設計事務所の工事監理計画に沿って監理がなされているかどうかを確認するとともに、設計事務所と現場立会や検査を行い、施工品質の確認を行っております。

また、この業務を担当する市の職員は、実務経験が5年で2級建築士免許取得者でございます。この担当職員につきましては、大型物件が初めてであるため、大型物件の担当経験のございます建築課課長補佐をバックアップとして実施をしております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

庁舎等の大型物件を工事担当される場合、実務経験が5年及び2級建築士ということによろしいのでしょうか。また、1級建築施工管理士がバックアップしておるから大丈夫と申されておりましたが、あなた方は本心でそう思われていますか。延べ床面積約1万7958平方メートル、建物の高さが約40メートル、総工費100億円以上の本市でもかつてない大型物件です。あなた方に改めて申し上げるまでもありませんが、2級建築士で管理できるのは木造で千平米未満、鉄筋で300平米未満です。高さでは13メートル以下となっており、庁舎建設の体制とは到底思えません。また、1級施工管理技士がバックアップされるとのことですが、確かに手助けにはなるかと思いますが、通常では施工管理技士の資格は施工会社の現場代理人に必要で、現場監督をするための資格と理解しております。私が申し上げたいのは、コンサルやゼネコン相手に発注者側のしっかりした意見を言えるのは資格や経験に裏付けされたものが必要だと言っているんです。いかがお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

質問議員言われますとおり、実務経験豊かな1級建築士の免許を持つ者が対応することが望ましいと考えております。しかしながら、現状では実務経験豊かで1級建築士免許を持つ者が少ないため、十分な対応ができておりません。

今後につきましては、建築技術職員としてあらゆる工事に対応していくためにも、1級建築士免許の取得者をふやしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

これだけの大型物件を管理担当するには、設計にも精通し、建設全般を管理監督でき得る有資格者なり、経験者が必ず必要だと思います。新庁舎建設につきましては、スーパーゼネコンが建設をし、大手コンサルが管理を担当されておりますので、一般的には大丈夫だと、立派な庁舎ができると思いがちですが、皆さんも御存じの横浜のマンションに端を発した建物の杭打ち改ざん事件、これも大手ゼネコンなり大手コンサルが関係していた工事ですよ。こんなことが実際に発生しているわけですよ。少しオーバーかも知れませんが、こういう不祥事にしても、ゼネコンやコンサルにしっかり渡り合える担当がいれば、未然に防ぐこともできたでしょうし、ある意味、職員が、そして役所がしっかりしなければ、言葉は悪いのですが、ゼネコンやコンサルになめられると言うか、軽く、甘く見られると思いますし、私は業者主導で任せすぎは絶対にだめだと思います。ゼネコンなりコンサルの存在が大きくなりすぎると、私どももいろんな不安を感じてまいります。さきの議会で上程された基礎杭の変更契約もその1つです。工事契約から着工、そしてほどなくし、約1億6千万円の追加を聞きますと、あまりにも大きな金額、そして早々と簡単にこのような変更契約を出されますと、大きな違和感を禁じ得ませんでした。そのことはほかでもない、原課の体制が心もとないと言うか、不安に感じるからです。今後は建物の規模に応じた、その規模に値する資格を持った職員を任務につかせられるようお願いをいたします。

次の質問に移ります。では次に、穂波東小中一貫校工事現場における事故についてお尋ねします。この事故はさきの市民文教委員会で報告された事案でございますが、その概要について改めてお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

事故の概要でございますが、平成27年7月31日、金曜日の14時20分頃、（仮称）飯塚市穂波東小中学校建設（3工区）工事の鉄筋コンクリート造3階建ての給食調理棟において、1階壁及び2階床のコンクリート打設時に、型枠支保工の部分崩壊により、東側ひさしが崩落いたしました。事故の原因としましては2つ考えられます。1つは物理的要因として、型枠支保工を直接地盤面から支持する計画であったものが、計画書とは異なる、枠組足場に支持する構造となっておりました。2つ目として、人的要因として、型枠支保工を施工する下請業者への指示・指導不足、型枠支保工の組立中、及びコンクリート打設前の点検が不足していた点が主な要因と考えております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

施工におけるミスが事故の原因とのことですが、今回はたまたま人身事故になっておりませんが、場合によっては大惨事になっていた可能性は否めません。そこで、現場の管理監督は機能していたのでしょうか。どのような安全管理を行っていたのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

現場の安全管理に関しましては、請負者がその責任において施工計画を立案し、安全確保などの措置を講じて工事を進めてまいるのでございます。安全に関する措置・確認は請負者として

の責務でございます。

設計監理や市の担当者は、全体的な作業の安全に対しては指導・協議を行います、個々の保安設備の管理は請負者にて行われているものでございます。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

管理監督機能が十分であれば、このような事故は発生していないはずで、私は、不十分だったと考えます。この件についても業者の体制を述べられておりますが、私は市の責任も重大であると考えます。市の担当者は大型工事に精通された方があっていたのでしょうか。資格等は有していたのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

建築担当者は2名、うち1名は1級施工管理技士で大型工事の経験者でございます。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

この件についても現場の管理監督体制について内部協議をされたと思いますが、例えば不十分である、問題があるのではないかなどの意見はありませんでしたか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

工事発注時点では、他の事業と同様に工事監理をコンサルのほうに行うものとしておりましたので、特に問題があるというふうな認識は持っておりませんでした。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

それでは次に、幸袋小中一貫校の工期延長についてお尋ねします。この件につきましては、さきに開催されました市民文教委員会において、開校が1年延びることが教育委員会より報告されております。この原因について説明をしてください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

発注時より非常に厳しい工期の設定であることは市のほうも承知をしておりました。請負業者の方も厳しい工事工期であるということを承諾した上で工事契約を結び、できる限り企業努力、早急に突貫工事などを行えば、当初の工事工期内で完了できるというふうな考えで進めてまいりました。しかしながら、学校建設におけます資材の搬入等、輸送計画の見通しの甘さなどが、当初から変わっておりまして、当初見込んでおりました工事車両の通行台数の減少などをしなければならず、結果として新校舎等の建設完了が来年の6月になることとなっております。このことにより開校が1年延びることとなりました。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

またも当初では予期できなくて工期が延長したとのことですが、工事に着工する前に調査、設計等はコンサルに委託しているわけですから、その調査結果を市が精査して、これで大丈夫とい

うことで工事に入っていくのではないのでしょうか、どうですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

調査・設計の範囲としましては、主に建設する学校敷地内に関するものでございましたので、市のほうより周辺状況に関する情報の提示が不足したため、工事工程計画を試案する上で、見込みが不十分な工程計画になったというふうなことでございます。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

責任を十分自覚しているのか疑問です。工期延長により、来年から新しい校舎に入ることを期待していた児童の気持ちはどのように考えておりますか。

また、工期延長について業者の責任はないようですが、市の見込み違いにより工期が延長になると業者はそれだけ長く、当初予定した期間より長く現場に入ることになり、次の受注の機会にも影響が出てくると思えますが、これについてどのような見解をお持ちですか、合わせて伺います。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

来年4月より新校舎に入れると期待をしていた児童の気持ちを考えますと、私どもの見通しの甘さから、このような事態を引き起こしたことに責任の重さを痛感いたしております。児童への心からのお詫びを申し上げる次第でございます。

また、質問者が言われますように工期遅延による業者の受注機会に影響を与えることも懸念されます。飯塚市におきましては、来年度も大型物件の発注を控えておりますことから、関係課と協議を行いながら業者の受注機会が損なわれないように対策を講じなければならないというふうを考えております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

この件について、当然発注前に適正工期の確保について内部協議を行われたとは思いますが、この工期では無理と、発注時期について再考すべきなどの意見はありませんでしたか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

建設地の立地条件等も考えて、工期の設定が厳しいのではというふうな意見もございました。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

少数意見はあっておるわけですね。そして、その結果、少数意見が危惧していた事態に至り、追加工事により血税が支出されると、生徒の期待が裏切られると、業者が長期に拘束されると、このように問題が噴出しているわけです。つまり、その少数意見とはいえ、その方向で対応していれば防げた問題です。このことについて、どのような反省をしておられますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

結果的には少数意見を関係各課、関係部署への的確に説明ができなかったために、理解を得ることができませんでした。今後は、課内で事業スケジュールの実効性に対する諸問題を洗い出し、このような事態を招かないように関係各課、部署等に対して的確な説明責任を果たし、協議・調整を行いながら、理解をしていただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

工事現場における問題について、るる質問をしてみましたが、どの件につきましても市の自覚不足と言いますか、機能力の不足と言いますか、何か釈然としない感じがいたしております。公共工事における市の管理監督が十分であるとは到底思えません。このことは冒頭にも述べましたように、公共工事において重要課題である品質の確保などが実現できないことになると思います。厳しい表現にはなりますが、機能不足となっている現行体制を見直す必要があると私は考えます。

そこで次に、今後の体制づくりについてお尋ねしていきます。質問の主旨であります公共工事における品質の確保、この重要課題を達成するための体制づくりとはどのようなものですか。執行部としてどのような見解をお持ちですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

品質の確保につきましては、さまざまな工程が必要でございます。監理監督すべき立場からの視点としての考えを申しますと、計画時点や問題が発生した時点で疑問を持ち、課題を見つけ見抜く力、課題解決のための必要なさまざまな情報を収集する力、解決策を実行に移す能力が監督者として必要になります。さらに、これを組織として構成させ、機能させる体制が必要だというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

体制づくり、つまりこれは職員の適材適所による配置だと私は考えます。これがまず実行されないと、品質の確保等はできない。先ほど指摘した問題などからして、今の体制に疑問を持たざるを得ません。この現状があるからこそ、職員の方々にもより大きな負担がかかっているのではないかと憂慮しております。行革により人員が削減され、かつ適材適所の配置による体制づくりに問題があれば、このことが職員の方々への負担となることは間違いないと私は考えます。事業担当課は、現在、非常に厳しい状態にあるのではないのでしょうか。そこで、適材適所という観点からも含めてお尋ねしますが、例えば公共工事の管理監督として必要な要件、求められる資質と言いますか、これについて率直にお尋ねしますが、資格なり、経験なり、何が重要と認識しておられますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

先ほどの答弁と重複することになりますが、さまざまに発生する問題を解決する能力を身につけるには、さまざまな経験を積むことが必要となります。それと合わせまして目に見える形で資格というものが重要であるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

もちろん、いろいろな要件が備われば、それが望ましいとは考えておりますが、これはなかなか難しいと思います。その中で、やはり私は資格というものに重点を置くべきだと思います。専門性を求められる職場においては、やはり資格というものは大きなアドバンテージになると考えます。資格を有しておれば、当然その案件についての知識は卓越しており、諸問題に対する事前対策も必ず向上すると考えます。対外的な渉外についても、効率的に実施できるのではないのでしょうか。例えばですが、国や県などの関係機関との窓口なり申請行為というのは、現在どのような形で行われていますか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

建物を建てる際に、建築確認申請という手続きが必要となります。福岡県より建築基準法施行事務取扱業務として、建築課では道路調査報告書の作成業務を受託しております。また、この道路調査報告書の決裁者は建築課長となっております。なお、建築課にて設計を行い、確認申請が必要な建物につきましては、建築課長の資格で確認申請を提出しております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

今の答弁は、場合によっては、有資格の者でないとできない手続きがあるとのことですか。望ましいのか、絶対に資格が必要なのか、事例を含めて答弁をしてください。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めている法律に建築士法というものがござります。建築物の設計・工事監理は、規模、構造、用途に応じて、原則として1級建築士、2級建築士、木造建築士でなければ行うことができません。例えばですが、高さ13メートルまたは軒高9メートルを超える建物や木造以外の構造で、延べ面積が300平方メートルを超える要件のものは、1級建築士の資格がないと設計・工事監理を行うことはできません。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

今の答弁からしても、やはり資格を有しているということは重要であるということが明らかです。つまり公共工事における管理監督、市が担当する部門においては、資格を有している者が中心となり業務にあると、そしてひいては公共工事における品質の確保が実現できるのではと考えております。もちろん資格があるだけでは不十分とは、私も認識しております。合わせて求められるものはマネジメント力ではないでしょうか。しかし、このマネジメント力というのは、市長、副市長をはじめ幹部の方々が養ってあげるものと考えております。市の職員なら全ての職員、一律とまでは言いませんが、皆がその能力を持つように努めるのは、あなた方、幹部職員の責務ではないでしょうか、どうですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

職員育成に係ることですので、総務のほうでお答えさせていただきます。質問議員が言われますとおり、マネジメント力は管理者あるいは管理監督者には欠かすことができない能力であるということは、私も認識をいたしております。マネジメント力を養うために、市として取り組んでいることを2点ほど紹介させていただきたいと思います。

1つは、職員研修の実施でございます。福岡県の市町村職員研修所において開催されております新任係長研修、それと新任課長研修の研修項目の中には、必ずマネジメントに関する研修が組み込まれておりますので、そこに職員を派遣して、マネジメントの必要性やその能力開発を行う方法等について学んでもらっているところでございます。

もう1つの方法といたしましては、係長以上では平成20年度から本格導入をしております人事評価制度を活用した能力開発であります。人事評価制度の能力育成項目の中に係長職以上の役職職員にはマネジメント力を評価する項目を掲げているところでございます。役職毎にこのマネジメント力をみる項目を定めておまして、係長職では組織運営、それと部下育成の部分、課長補佐職ではこれに加えまして、危機管理と改革、それと課長職ではさらにこれに加えて、意思決定の能力を育成の課題といたしまして定めているところでございます。こうした項目について、上司による目標設定時の面談あるいは評価のフィードバック時の面談において部下職員の能力開発の支援や助言、指導等を行い、マネジメント力の育成を図っているところでございます。

今後も質問議員が言われますように、幹部職員が中心となって管理者あるいは管理監督者のマネジメント力を養うよう努めていく必要があると考えております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

年功序列、前例踏襲、私は全てを否定するわけではありませんが、管理監督体制が機能不全に陥るような事態は絶対に避けなければならないと考えております。公共工事の品質の確保実現のための体制づくり、適材適所による体制を構築して、市民の財産である公共施設をよりよいものとなるように、執行部におかれましては努めていただきたいと考えます。

最後に執行部の決意をお尋ねしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

質問議員言われますとおり、公共工事の品質の確保を実現するためには、計画、設計、現場管理と合わせまして、業者指導やいろいろな調整などを行うことができる建築、土木専門技術者が必要だと考えております。そのためには、有資格や経験と合わせまして、マネジメント力、リスク管理など、総合的に判断できる人材を育成する研修や資格取得システムも考えなければならないというふうに思っております。

このような人材を適材適所に配置し、公共工事の品質の確保に、今後、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

23番 古本俊克議員。

○23番（古本俊克）

公共工事における品質の確保などを実現するための体制づくりについて、るる質問をしてまいりました。いくつかの事例を挙げて質問し、答弁をいただいていたわけですが、この事例以外にも、市立病院の設計変更、潁田小中一貫校のプール建設工事の工期の変更、議会で百条委員会まで設置され審査に及んだダイマル跡地の解体工事、菰田保育所での軟弱地盤による契約変更等々、近年は工事における問題発生が後を絶たない状況でございます。このことはやはり執行部の管理監督体制が機能していないと言わざるを得ません。職員の方々は、日々真剣に業務に取り組んでおられることは十分、承知しておりますが、厳しい指摘にはなりますが、結果が全てです。結果がこのようでは、日々の努力も水の泡と化してしまいます。

冒頭にも申し上げましたが、公共工事により整備される社会資本は、市民の生活、教育、防災、経済及び社会活動を支える重要な公共資産であり、しっかりと品質の確保がなされなければ

なりません。地方自治体の重要な責務であると考えます。ところが、ある文献によりますと、公共工事においては、地元のニーズの多様化、増加など、発注者の業務が高度化、増加する一方で、公務員の定数削減の流れにより、特に現場で監督業務を担当する技術者が不足しているとのことでございます。これが一般的な状況のようですが、となれば現有人員でより効率的に取り組んでいくしかないと考えます。もちろん人員が増員されればよいのですが、これはなかなか難しいと思います。ならば現在の人員数で品質の確保を目指す、そのためには、やはり適切な人員配置を再構築して、管理監督機能を上昇させる必要があるのではと考えます。

有資格、経験、マネジメント力など、総合的に判断していただき、どうか市民の方々の財産であります公共資産が、長年にわたって強固で安全なものとなりますように、市長がいつも言われております安全・安心なまちづくりに資するため、品質の確保を実現できる体制づくりに努めていただきますように、切にお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

本日は、議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明12月9日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時37分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

調査担当主査 林利恵

書記 岩熊一昌

議事係長 斎藤浩

書記 淵上憲隆

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

公営競技事業所長 井出洋史

副市長 田中秀哲

市民環境部次長 吉原文明

教育長 片峯誠

都市建設部次長 鬼丸力雄

上下水道事業管理者 梶原善充

会計管理者 森田雪

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 伊藤博仁

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 田中淳

福祉部長 金子慎輔

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 諫山和敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司